

# 玉名市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月  
玉名市



## ごあいさつ

近年のこどもを巡る様々な課題に適切に対応するため、令和5年4月1日、こども家庭庁が設立され、同日、こども基本法が施行されました。そして、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」と、国の方針が明記されました。また、この法により、市町村においても国が定めるこども大綱等を勘案して、市町村におけるこども政策についての計画を定めることも求められました。

そこで、本市では、令和6年度末に第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画の計画期間が満了することを好機とし、本市のこどもや若者を取り巻く状況が近年目まぐるしく変化している状況や、本市で暮らすこども達の意見を把握し反映するために実施したアンケート結果などを踏まえ、これまでの取組やサービス内容などを「継続が必要なもの」「発展を目指すべきもの」など一つひとつ慎重に検討、審議して「玉名市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての子ども・若者たちの笑顔を求めて ～みらいをつくる こどもと若者のまちへ～」を基本理念として掲げ、「こどもが持つ権利の保障」をはじめとする5つの基本目標を達成するため、27の施策のもと多様な事業を展開していくことを定めています。

こども達は、次世代を担う社会の宝です。その宝であるすべてのこども達が笑顔にあふれ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会となることが市民の皆さんの願いであると思います。またそのような社会を目指して誠心誠意しっかりと努力していくことが私の責任であり使命であると考えています。

しかしながら、その実現のためには、行政の努力のみでは達成が見込めない事が多々ございます。市民の皆様、関係各位におかれましてはどうか温かい御理解と可能なかぎりの御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御尽力を賜りました子ども・子育て会議委員や関係各位の皆様、また、アンケートとパブリックコメントに御協力いただいた市立小・中学校の児童生徒をはじめとする市民の皆様にご心から深く感謝を申し上げ巻頭のあいさつといたします。

令和7年3月

玉名市長 藏原 隆浩



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨・背景等.....	1
2 計画の法的根拠と位置付け.....	5
3 計画の期間 .....	6
4 計画の対象 .....	7
5 計画の策定体制.....	7
<b>第2章 玉名市の子ども・子育てに関する現状と課題</b> .....	8
1 統計資料から見る現状 .....	8
2 各種調査結果からみる子ども・若者の状況.....	19
<b>第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方</b> .....	42
1 基本理念 .....	42
2 基本目標 .....	43
<b>第4章 施策の展開</b> .....	44
<b>基本目標1 玉名市の全ての子どもが持つ権利の保障</b> .....	44
(1) 子どもが権利の主体であることの理解促進 .....	44
(2) 子どもの意見表明とその尊重 .....	44
<b>基本目標2 母子保健に係る施策の充実（玉名市母子保健計画）</b> .....	45
(1) 妊産婦等への保健施策.....	45
(2) 乳幼児期における保健施策.....	47
(3) 学童期及び思春期から成人期における保健施策（生活習慣病予防） .....	50
(4) 生涯にわたる保健施策.....	52
(5) 子育てや子どもを育てる家庭の支援.....	52
<b>基本目標3 子どもの成長段階に応じた支援の充実</b> .....	53
(1) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保.....	53
(2) キャリア教育の推進.....	53
(3) 体験活動の充実 .....	53
(4) 家庭の教育力の向上.....	54
(5) 地域の教育力の向上.....	54
(6) 地域における保育力の向上と確保.....	54
(7) 青少年の健全育成の推進.....	55
(8) こども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善.....	55

<b>基本目標4 子どもや若者の育ちを支える専門的支援の充実</b> .....	56
(1) 児童虐待の防止及び支援体制の強化.....	56
(2) ひとり親家庭への自立支援.....	56
(3) 障がい児施策の充実.....	57
(4) ヤングケアラーに対する取組.....	59
(5) 子どもの貧困対策.....	60
(6) ひきこもり及び不登校の支援.....	61
<b>基本目標5 子ども・若者の希望を実現する支援の充実</b> .....	62
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進.....	62
(2) 若者の希望を実現できる環境の整備.....	62
(3) 安全で安心できる居場所づくりの推進.....	63
<b>第5章 量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)</b> .....	64
1 教育・保育提供区域の設定.....	64
2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保.....	65
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保.....	70
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策.....	80
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	80
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	81
1 計画の推進体制.....	81
2 計画の達成状況の点検・評価.....	81
3 本計画における目標数値の一覧.....	82
<b>資料編</b> .....	89



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨・背景等

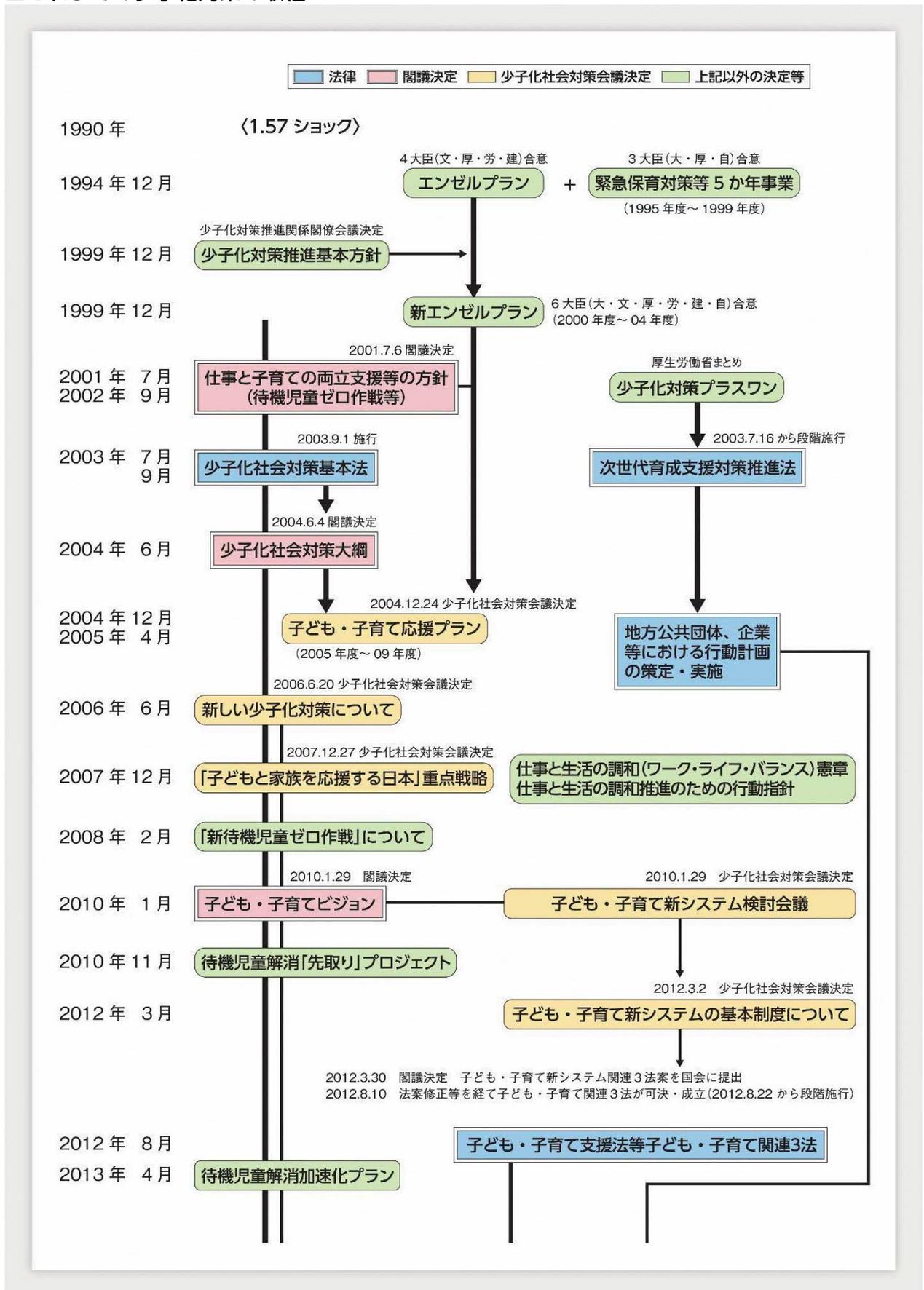
近年、こどもや若者を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。2023（令和5）年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新し、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、不登校、いじめ、子どもの自殺の増加や子どもの貧困、ヤングケアラー、子育てにおける負担感の増加など、こどもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

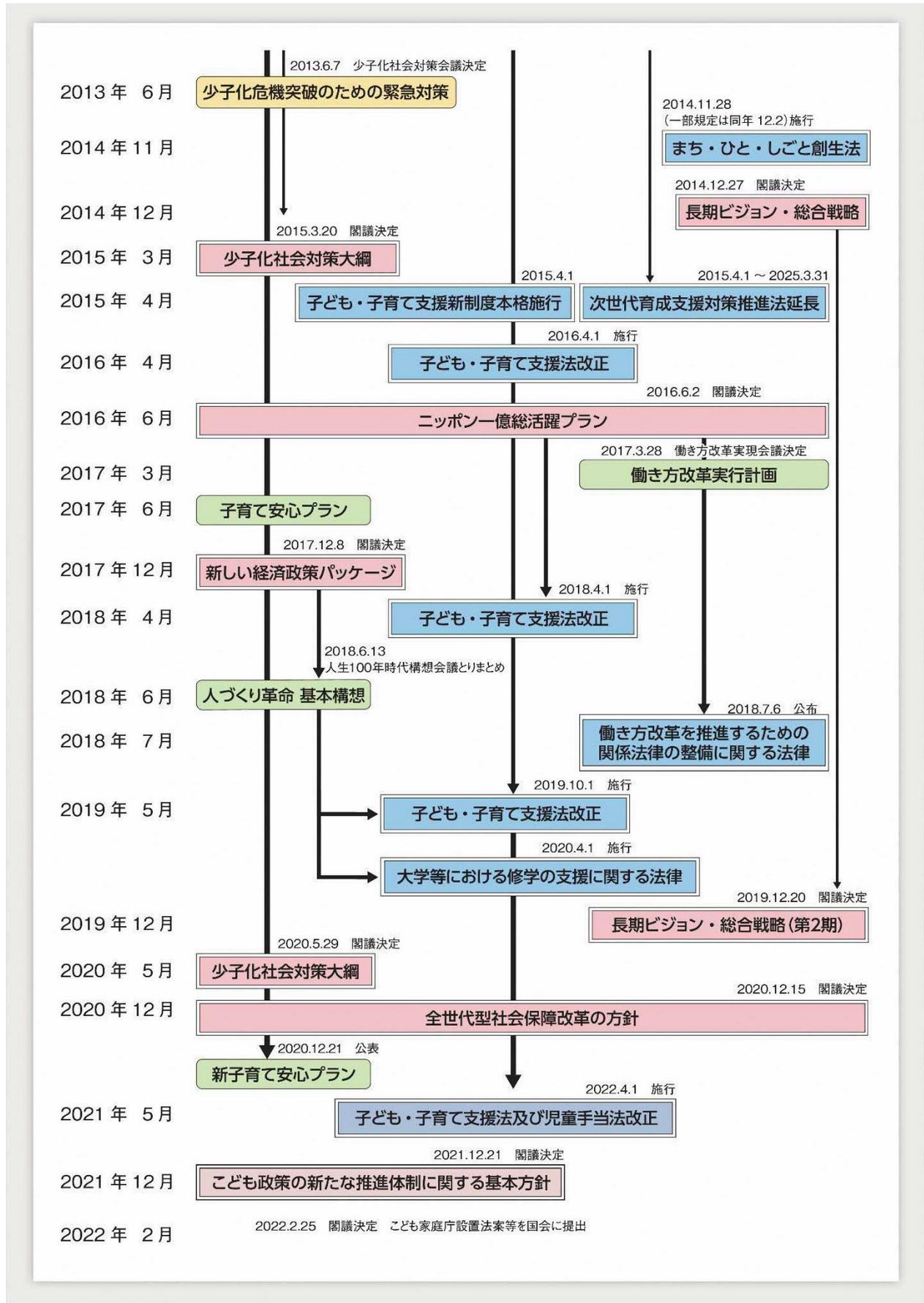
このような中、国においては2023（令和5）年に、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的として「こども家庭庁」を設置するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための包括的な基本法として、2023（令和5）年4月に「こども基本法」を施行しました。さらに、「こども基本法」に基づき、2023（令和5）年12月に、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

玉名市においては、2015（平成27）年に「玉名市子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和2）年に「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

このたび、「第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が2024年度で満了となることから、これまでの取組やサービスの内容を継承・発展するとともに、次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「こども基本法」に基づく「玉名市こども計画」として新たに策定し、本市のこども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

■これまでの少子化対策の取組





資料：内閣府資料

■近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和 5 (2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5 (2023)年 4月1日	「こども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第10条)
令和 5 (2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適切な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5 (2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5月	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にしていただくことを目的に作成
令和 6(2024)年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和 6(2024)年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 「将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

## 2 計画の法的根拠と位置付け

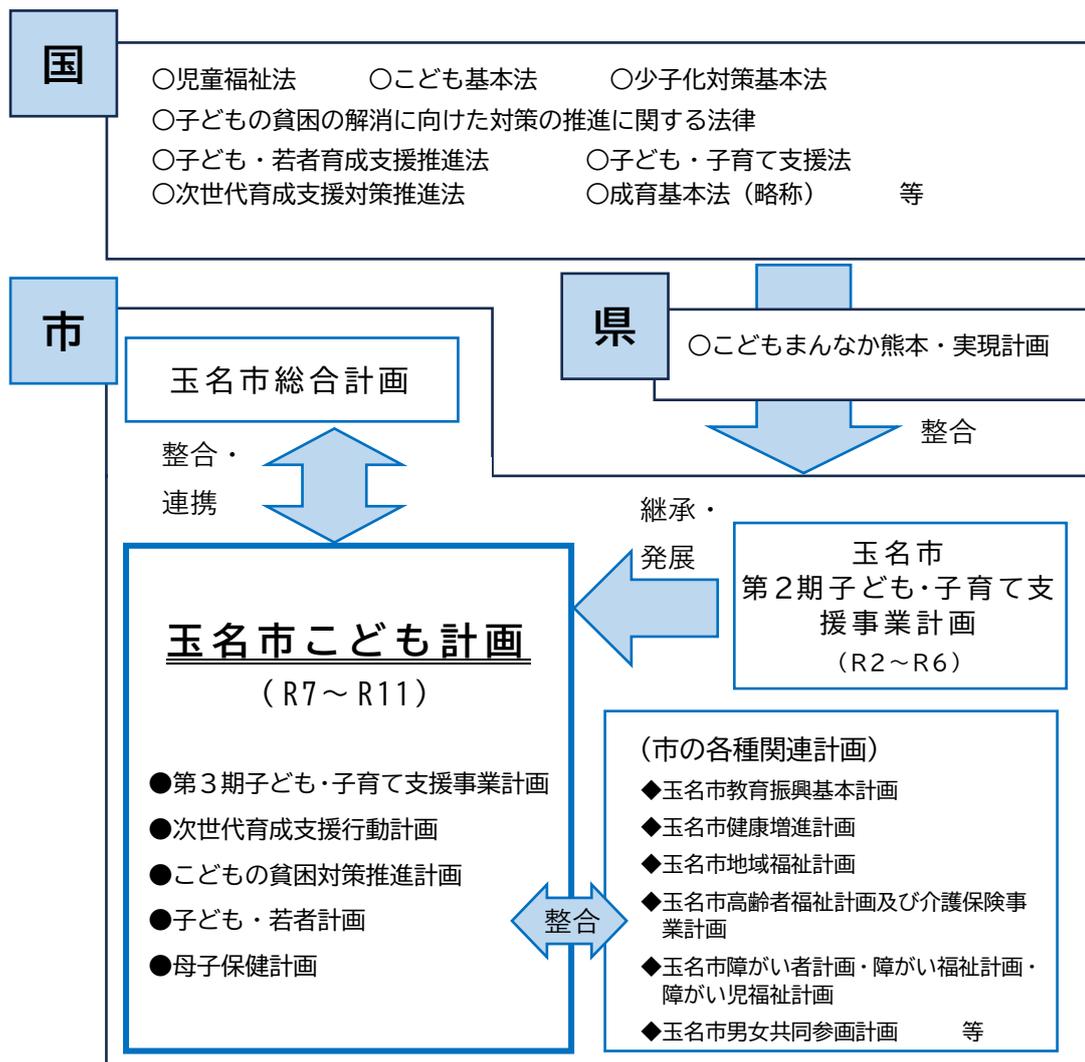
### (1) 法的位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、成育基本法に基づく「市町村母子保健計画」を包含した計画です。

### (2) 玉名市の計画体系における位置付け

本計画は「玉名市総合計画」を最上位計画とし、「玉名市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て・若者支援分野の個別計画として位置付けられる計画です。

また、「玉名市健康増進計画」、「玉名市男女共同参画計画」といった他の個別計画と調和が保たれた計画とします。



### (3) 本市におけるSDGs達成に関する位置付け

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組みを進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、以下に示すゴールに繋がるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組みを推進します。



### 3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和9年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第2期 玉名市子ども・子育て支援事業計画					玉名市こども計画				
				計画策定 作業			中間 見直し		計画策定 作業

## 4 計画の対象

本計画の対象は、本市で暮らす子ども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む。）及び若者（概ね18歳から概ね40歳未満）を主たる対象とします。

また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

## 5 計画の策定体制

### （1）玉名市子ども・子育て会議における審議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第72条の規定に基づく「玉名市子ども・子育て会議」を開催し、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

### （2）各種調査の実施

本計画の策定にあたり、子どもや若者の現状や子育て支援に関する実態・要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者や若者（40歳未満の市民）を対象としたアンケート調査を実施しました。

### （3）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。



## 第2章 玉名市の子ども・子育てに関する現状と課題

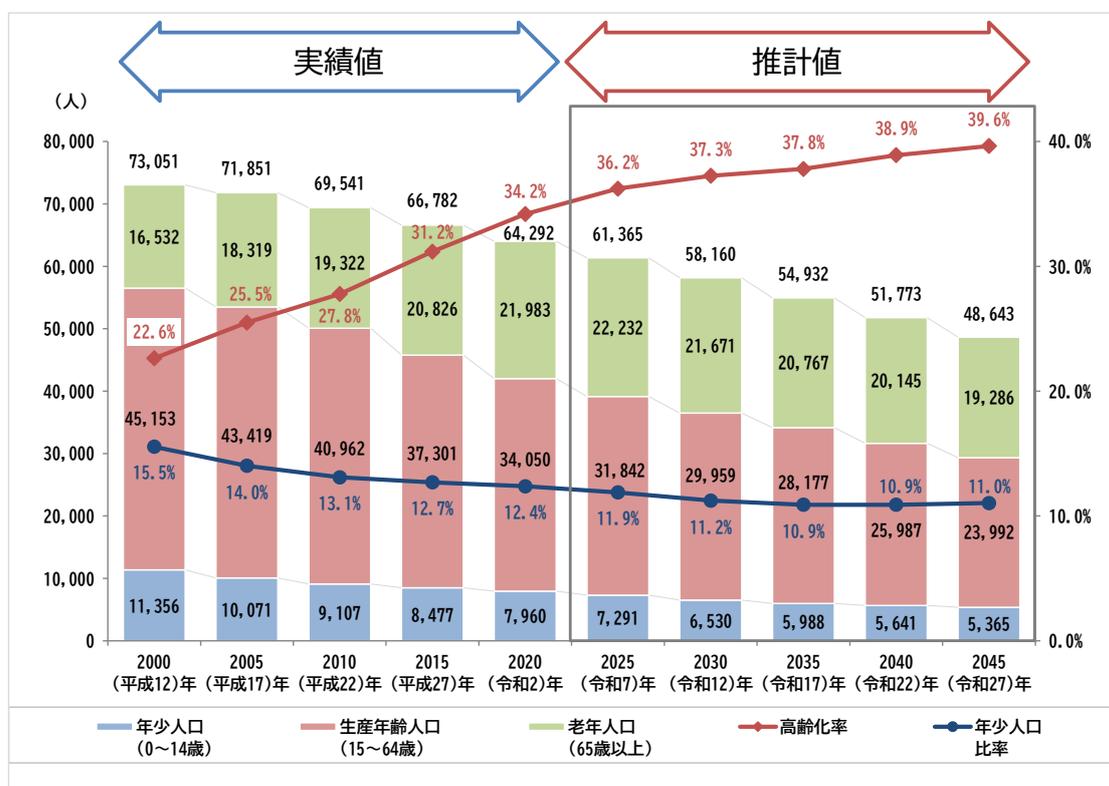
### 1 統計資料から見る現状

#### (1) 人口の動向

##### ①人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると64,292人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。

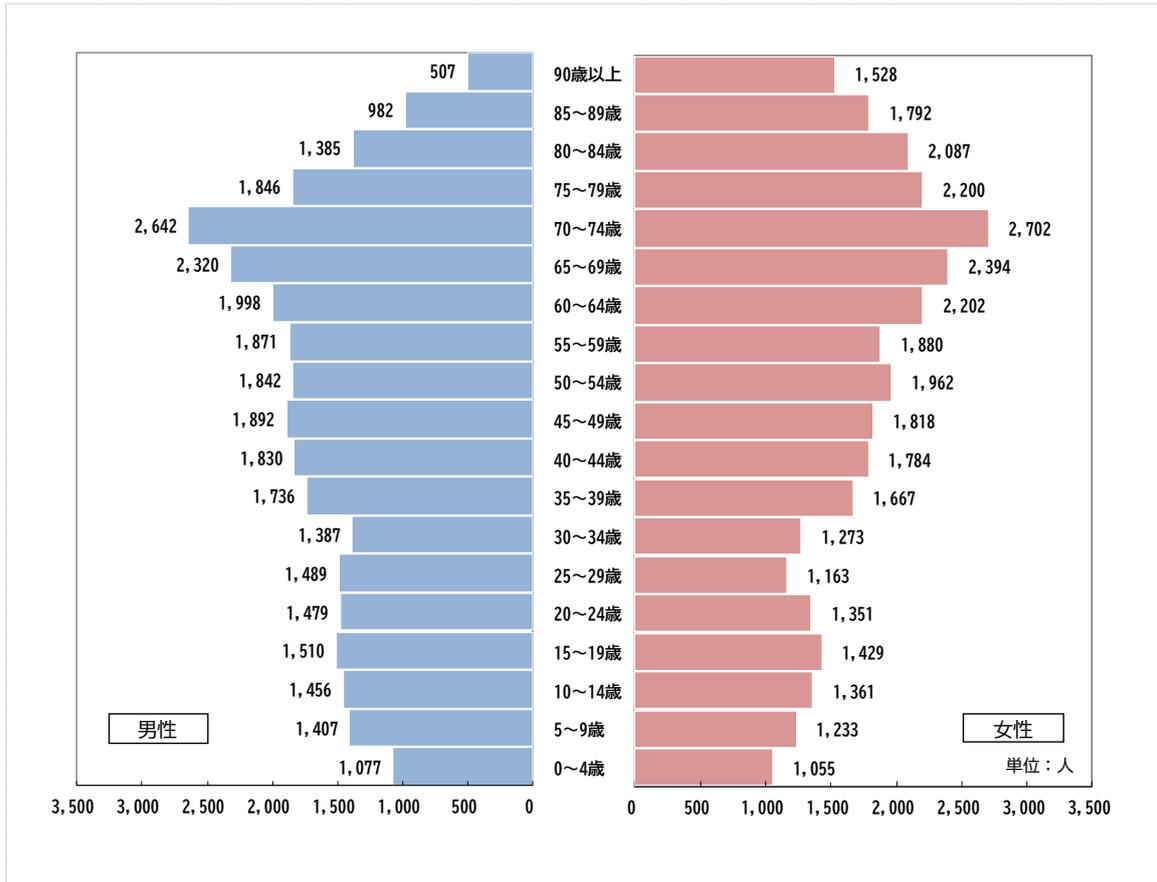
年少人口比率も年少人口減少に伴い同様に減少傾向となっており、令和12年以降は11%前後で推移すると予想されます。



出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

## ②人口ピラミッド

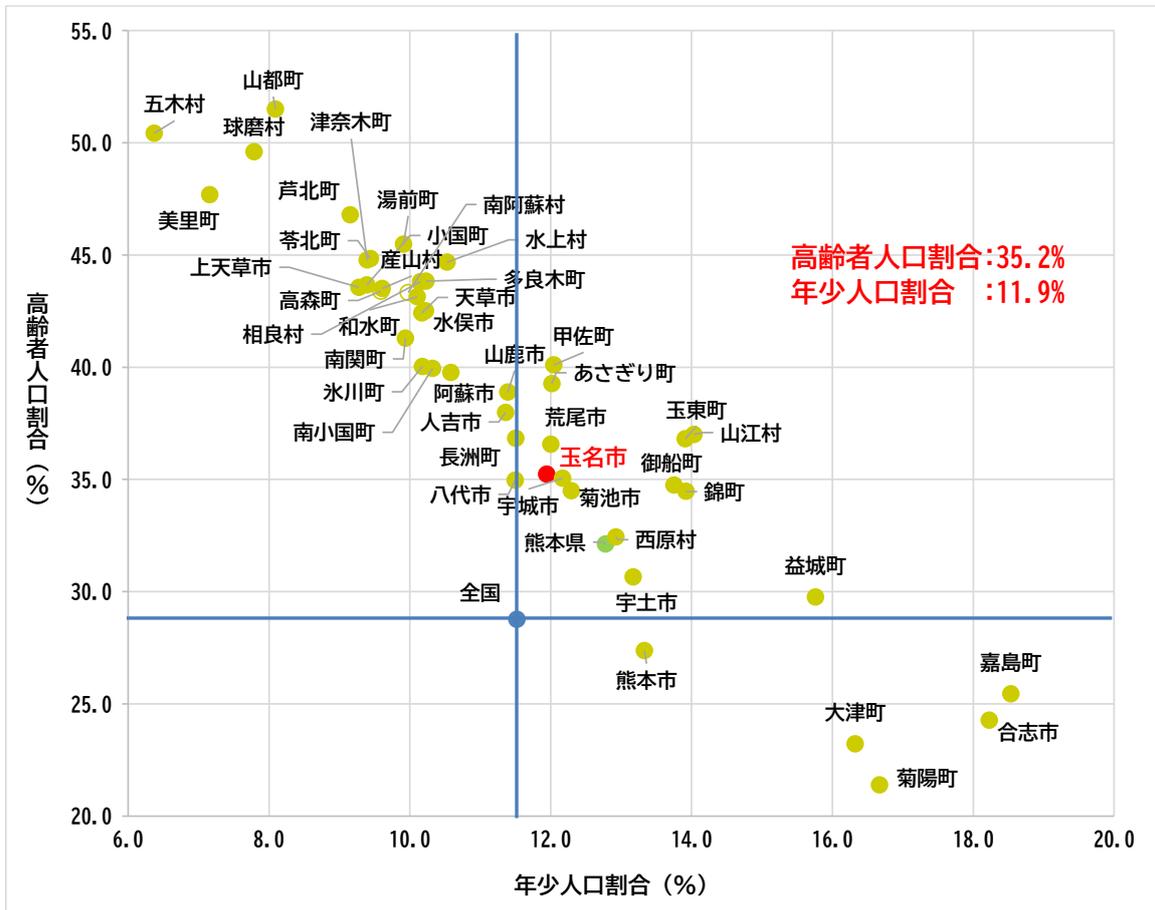
本市の人口は70～74歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

### ③市町村別人口割合の分布

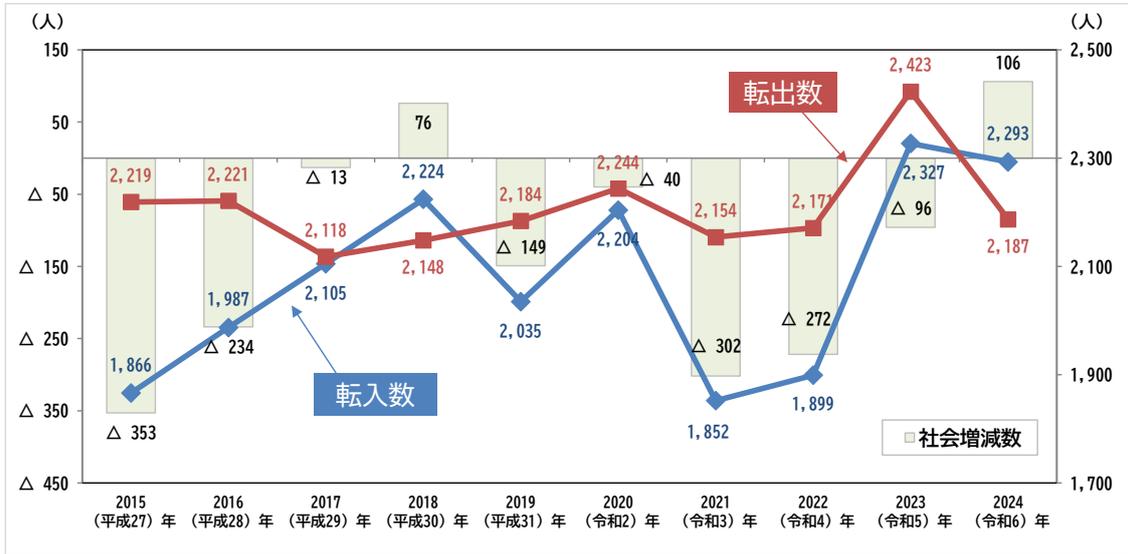
本市の少子高齢化の状況をみると、令和6年の年少人口は11.9%と全国より高く、県より低くなっています。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

#### ④転入・転出の推移（社会増減）

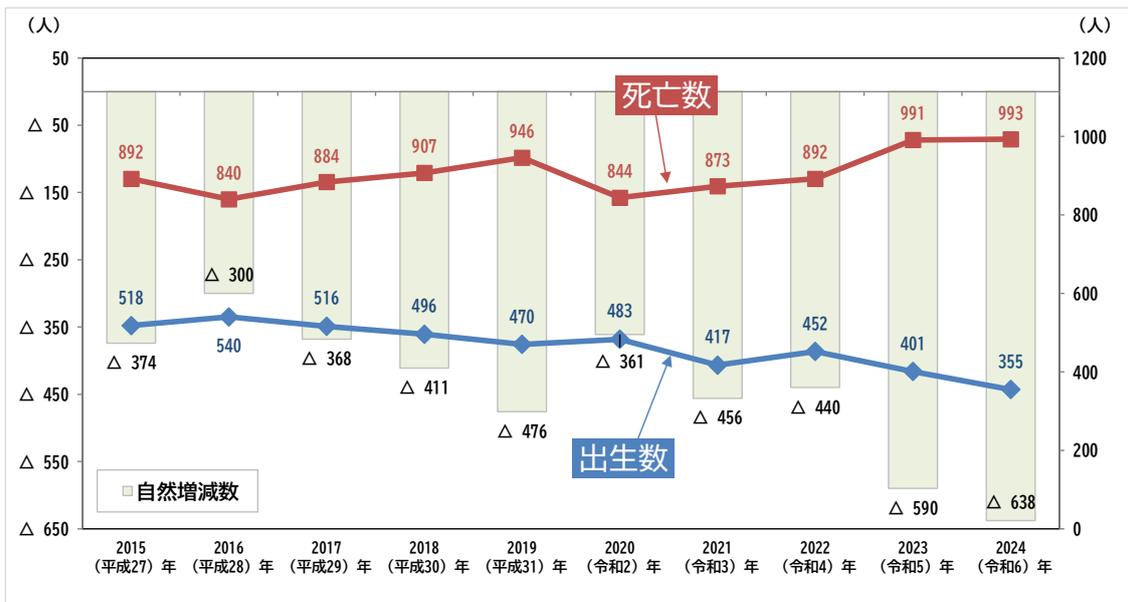
本市では転入者数・転出者数ともに2,000人前後で推移しており、令和6年では106人の人口増加となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

#### ⑤出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、死亡数は増加傾向、出生数は減少傾向となっており、令和6年では638人の人口減少となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

## (2) 世帯数の動向

### ①世帯数の推移

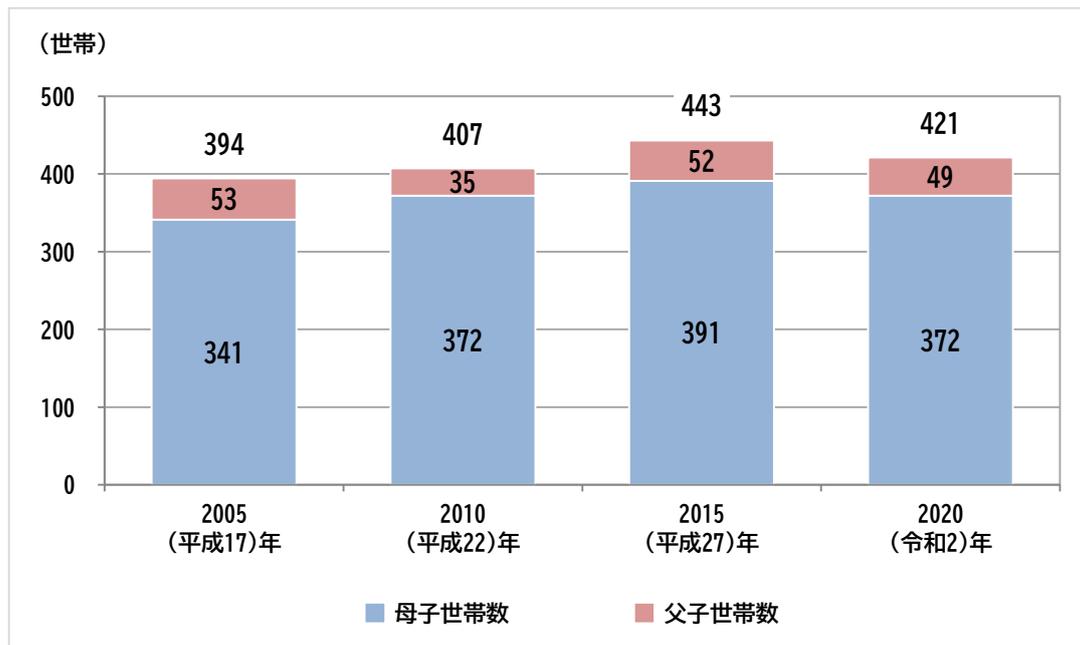
本市の世帯数は増加傾向となっており、令和6年では28,557世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和6年においては2.22人となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

### ②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は平成27年までは増加傾向でしたが、令和2年では減少し421世帯となっています。

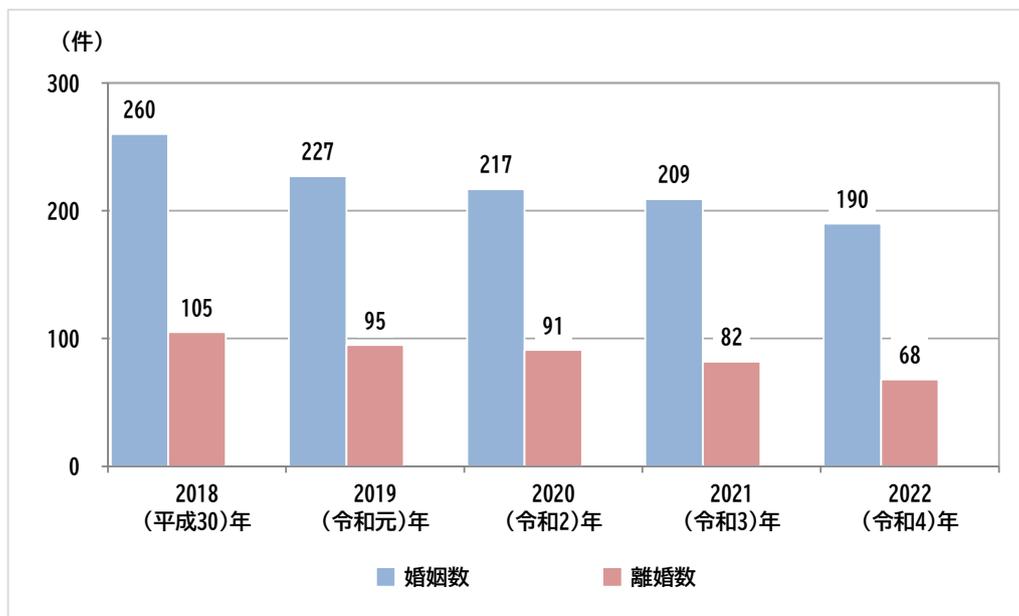


出典：国勢調査

### (3) 婚姻状況、出生数、合計特殊出生率の推移

#### ①婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数・離婚件数ともに減少傾向となっており、令和4年では婚姻件数190件、離婚件数68件となっています。

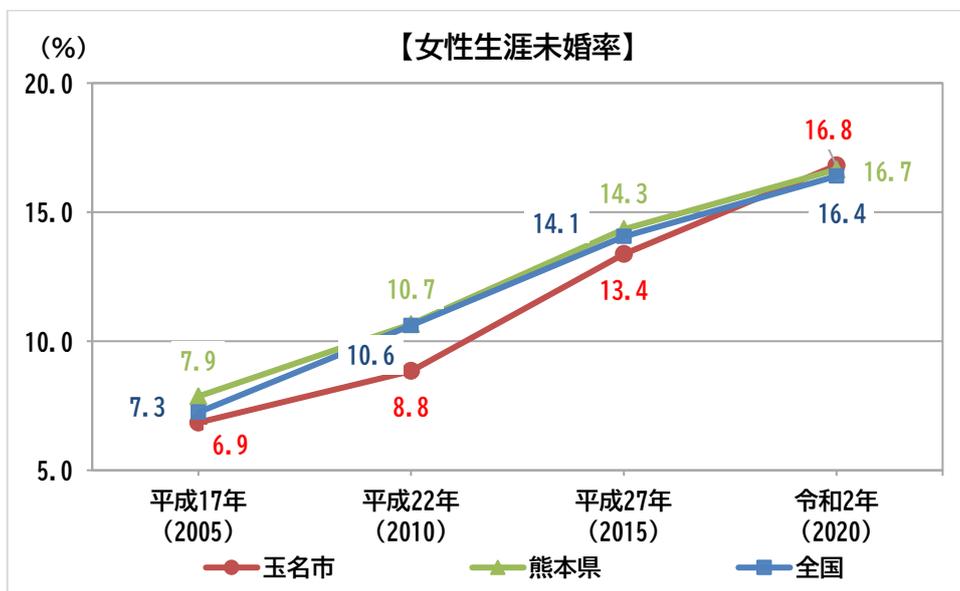
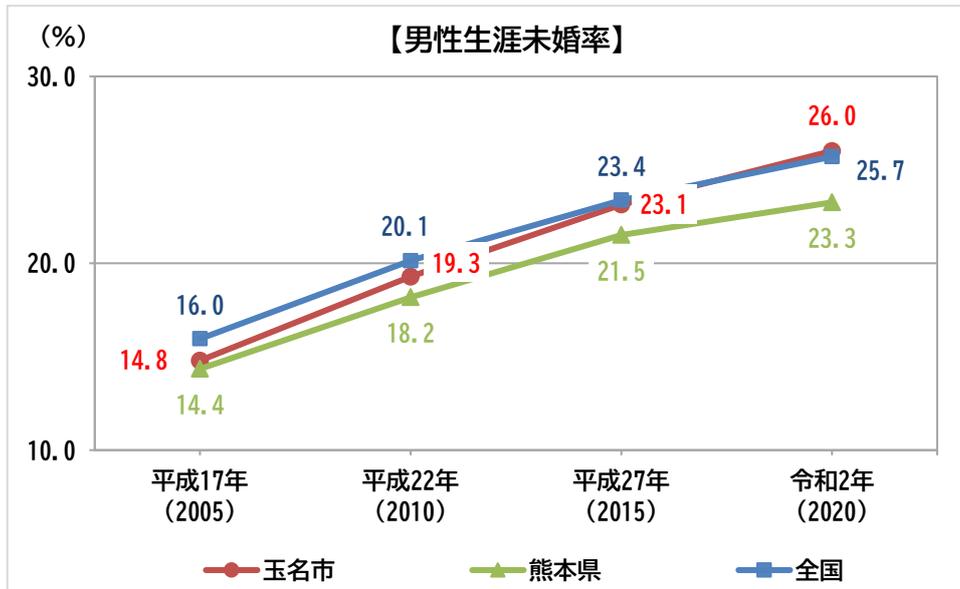


出典：熊本県衛生統計年報



## ②生涯未婚率の推移

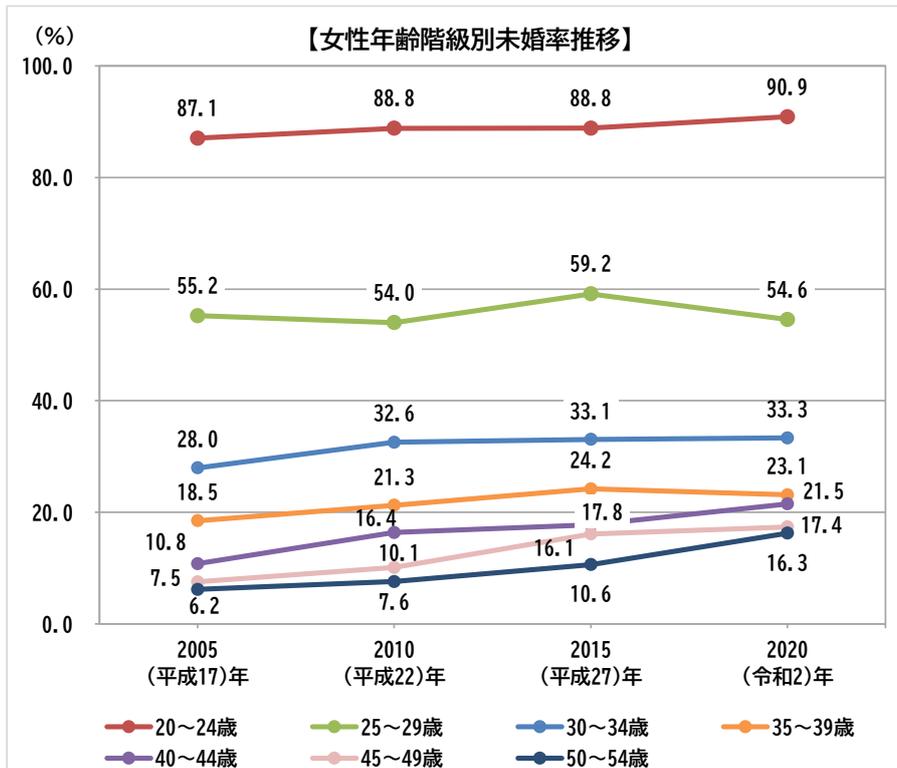
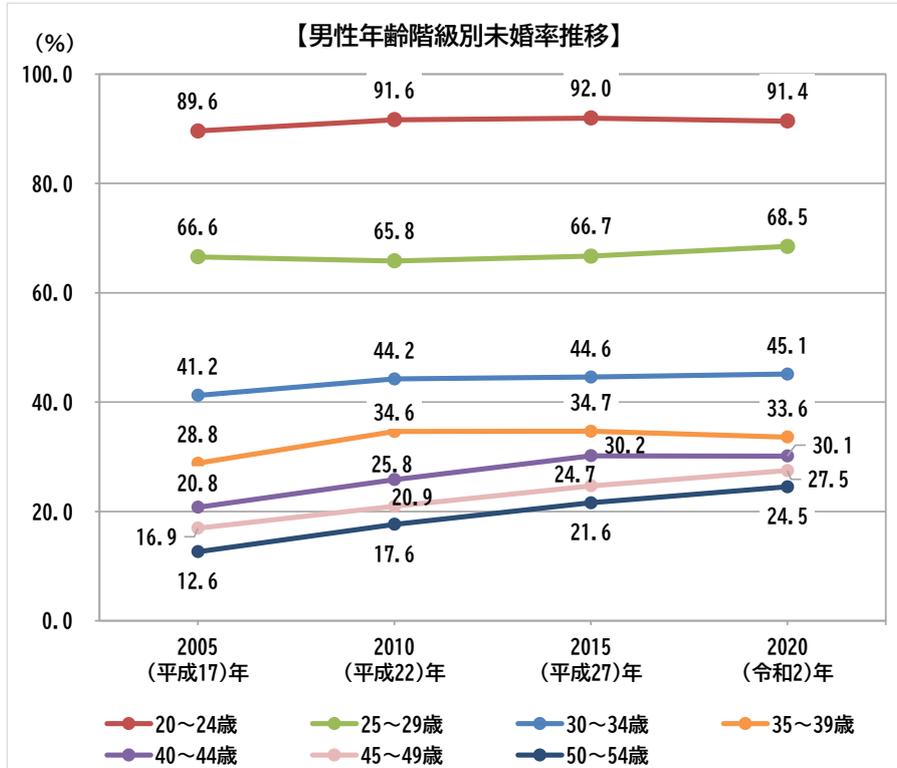
生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和 2 年では男性が 26.0%、女性が 16.8%となっています。男性では県より高く、全国とほぼ同等となっており、女性では全国・県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査

### ③未婚率の年齢階級別推移

未婚率を年齢階級別で見ると、男性・女性ともに40歳以上で増加傾向となっています。

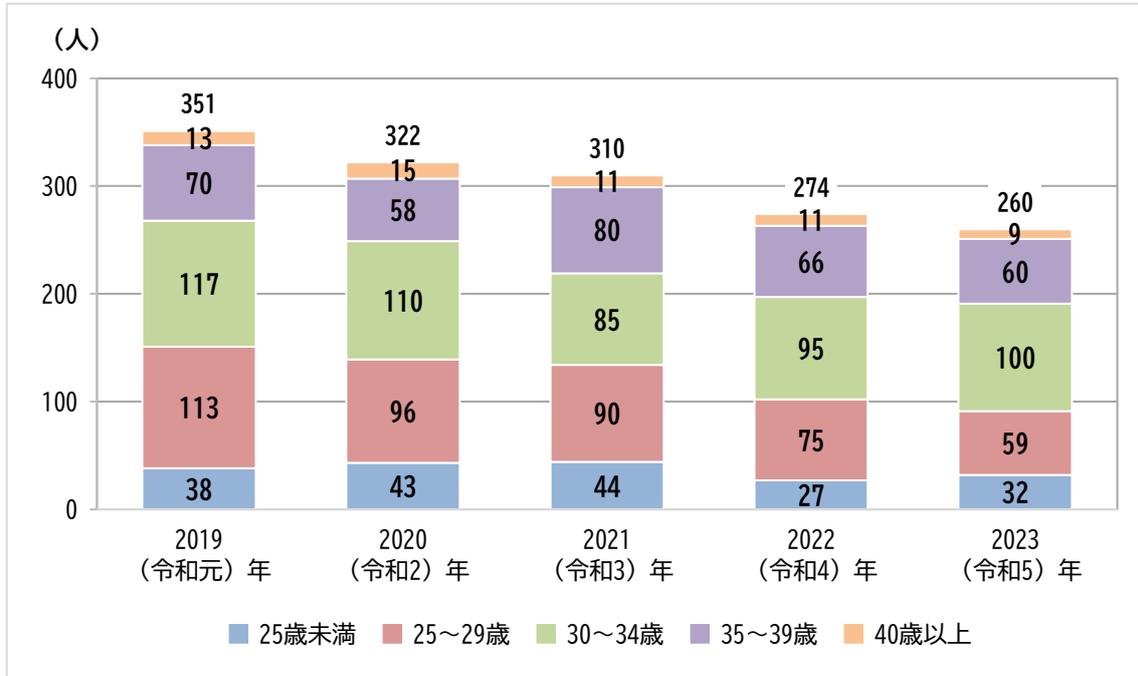


出典：国勢調査

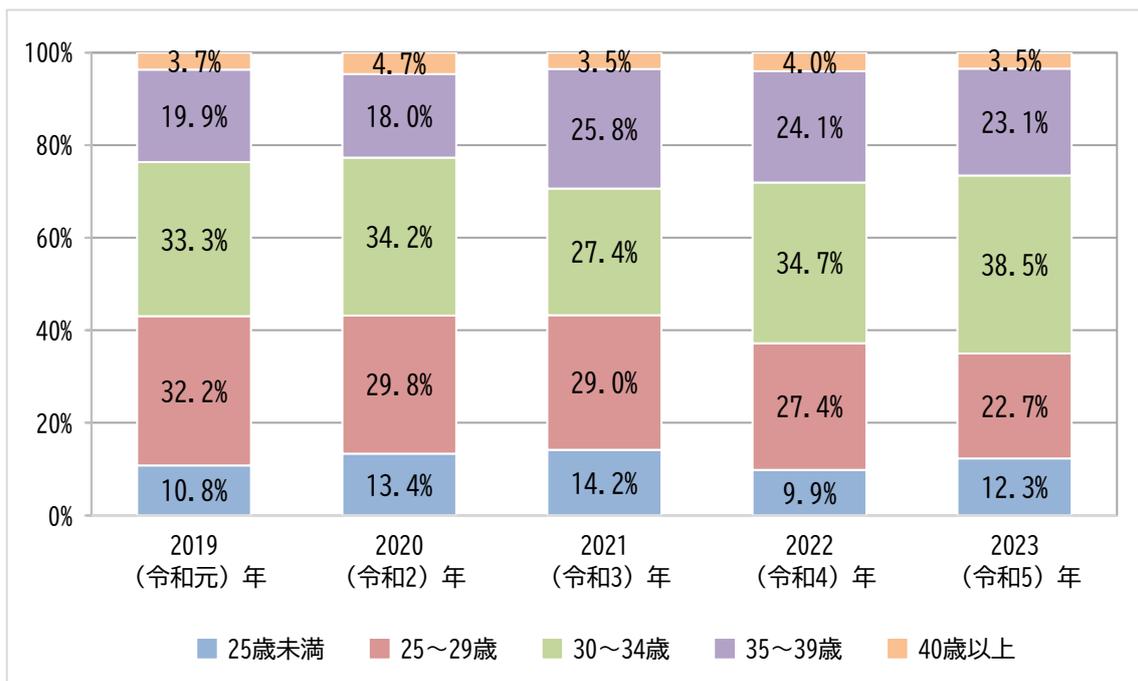
#### ④母親年齢別出生数の推移

母親年齢別の出生数は年々減少傾向にあります。年齢別出生割合については経年による変化は見られない状況です。

##### ■実数



##### ■割合

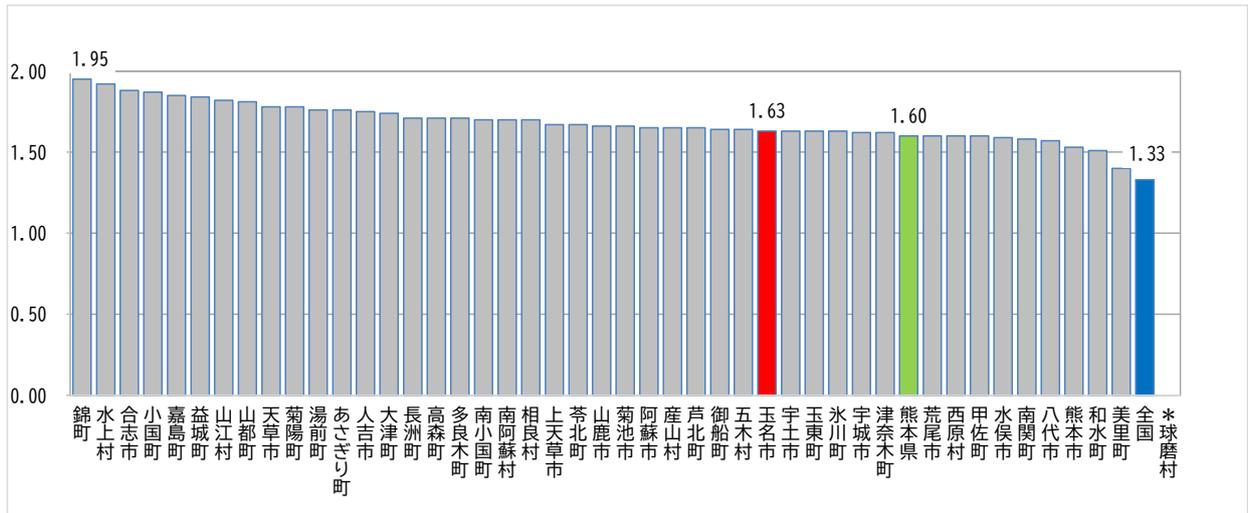


出典：熊本県人口動態調査

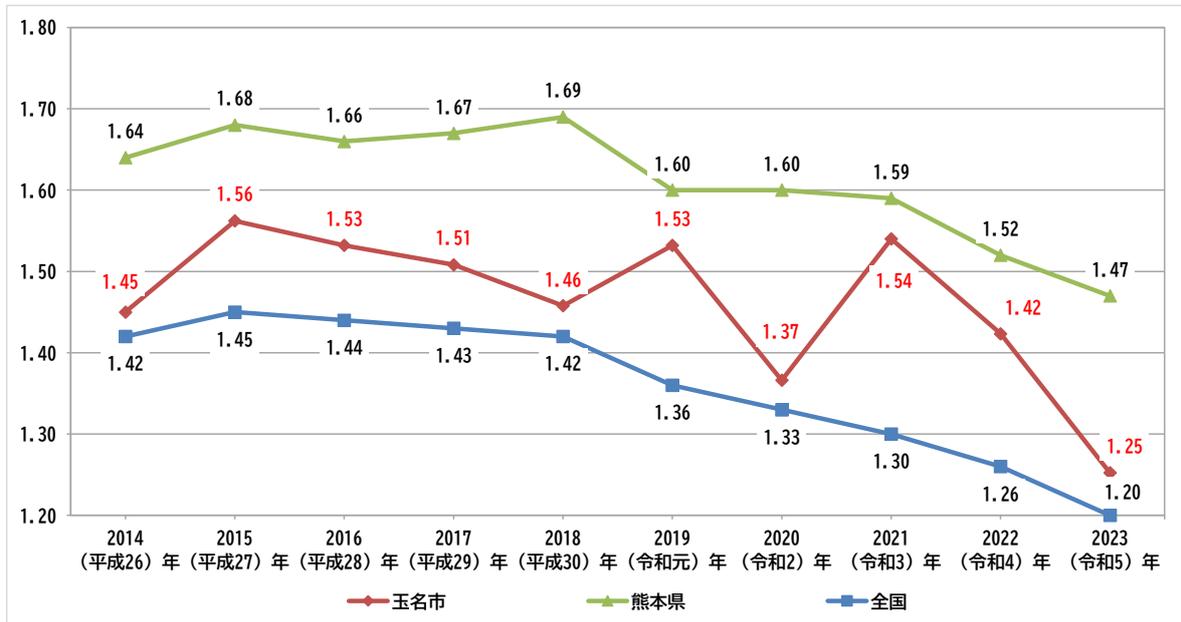
⑤合計特殊出生率の推移

ベイズ推定による平成30年～令和4年の合計特殊出生率では1.63と、全国・県より高くなっており、県内では中位となっています。

また、独自算出による毎年の推移を見ると、近年は減少傾向にあり、県よりも低い水準となっています。



出典：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況（ベイズ推定）



出典：女性人口（住民基本台帳各年1月1日時点）、出生数（熊本県人口動態調査）  
※女性人口と出生数を元に独自に算出しています。

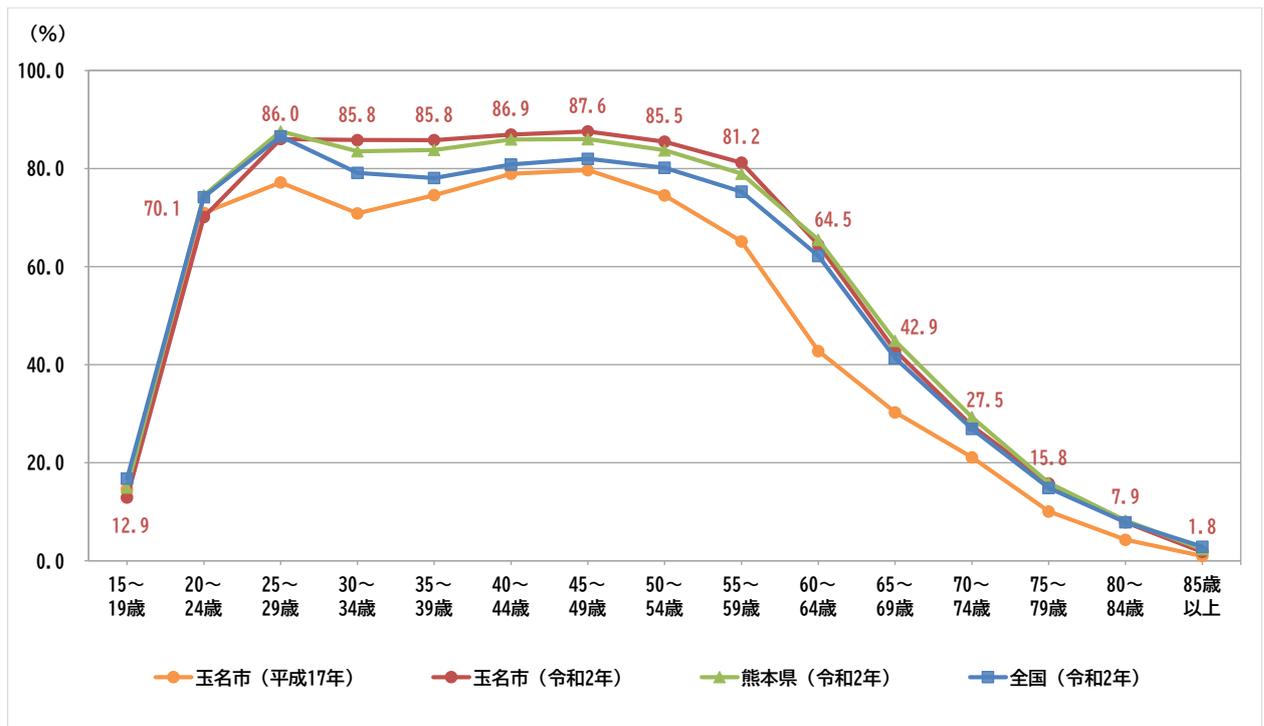
注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としています。

注）ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

## (4) 就労の状況

### ①女性の労働力率

令和2年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国より高く、県とほぼ同等となっています。



出典：国勢調査



## 2 各種調査結果からみる子ども・若者の状況

### (1) 「玉名市こども計画」策定に係る市民アンケート調査

調査時期	令和6年5月			
調査対象者	玉名市在住の就学前児童・小学生児童の保護者			
調査方法	郵送による配布・回収			
配布数	未就学児	2,000件	就学児	1,800件
有効回収数		787件		719件
有効回答率		39.3%		39.9%

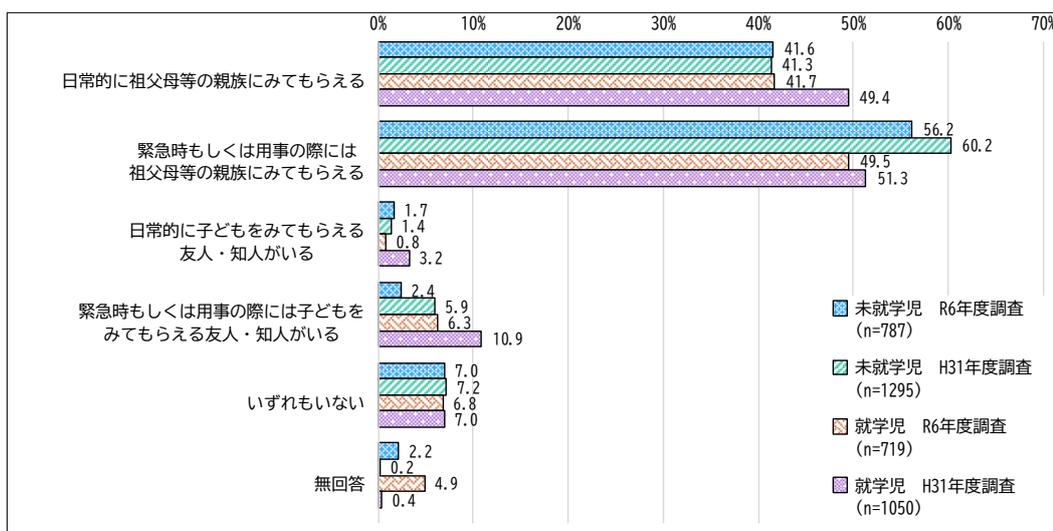
### (2) 若者の生活と意識に関するアンケート調査

調査時期	令和6年10月
調査対象者	玉名市在住の19歳～39歳の市民
調査方法	インターネットによる回答
配布数	2,000件
有効回収数	425件
有効回答率	21.3%

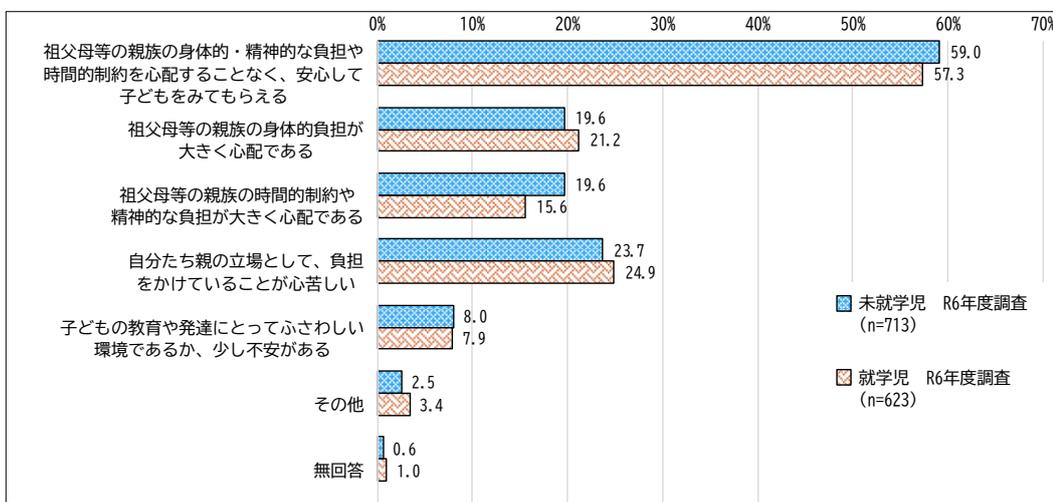
### (3) 各種調査結果から見る現状と課題

#### 1. 子どもの育ちをめぐる環境について

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児及び就学児ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が4割を超えていることから、比較的、身近なところに親族がおり、必要に応じて子育てに協力してもらえる環境にあることがうかがえます。

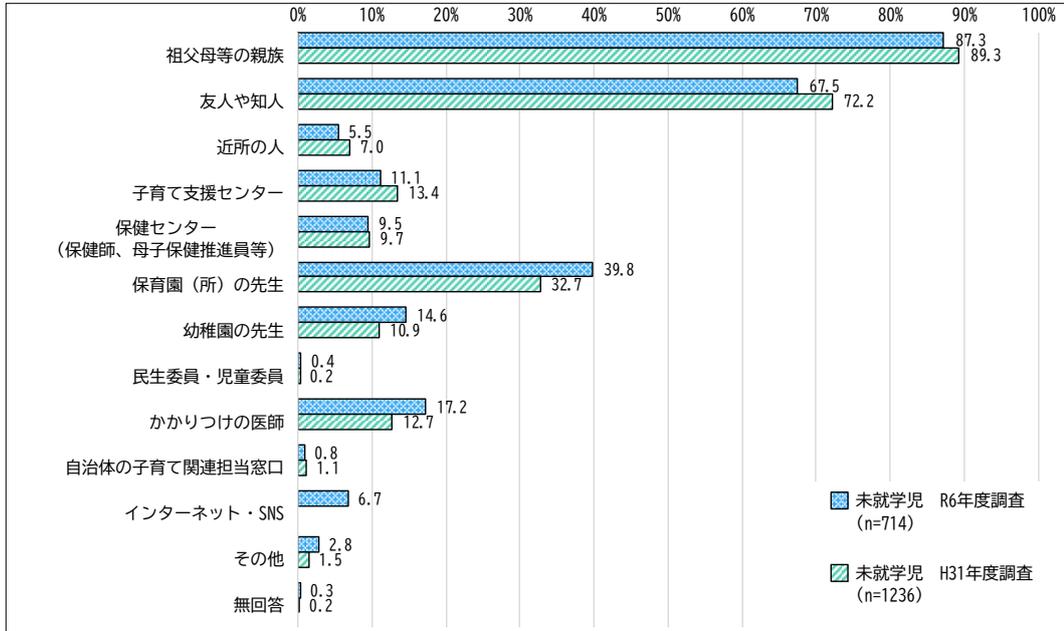


祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況については、未就学児及び就学児ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した人が5割を超えている一方、約2割が「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と回答しており、安心してみてもらえる状況にはあっても、負担をかけていることに心苦しさを感じていることがわかります。

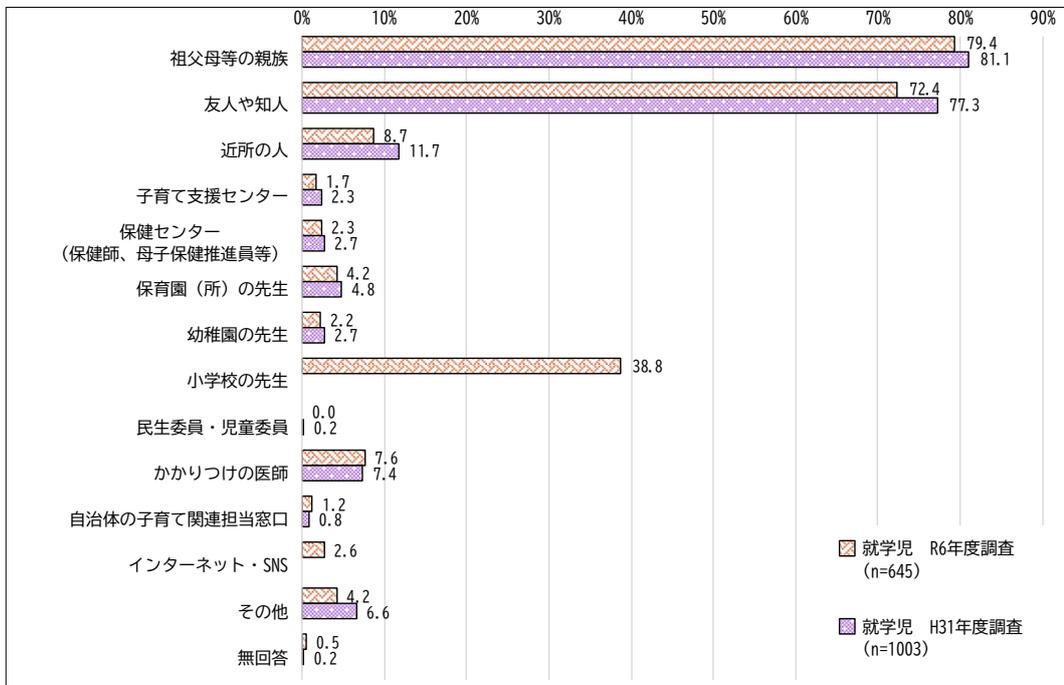


相談相手について、未就学児及び就学児ともに約8割が「祖父母等の親族」、6～7割が「友人や知人」、約4割が「保育園（所）/小学校の先生」と回答しており、公的な相談場所に相談している割合は低くなっています。

【未就学児】



【就学児】

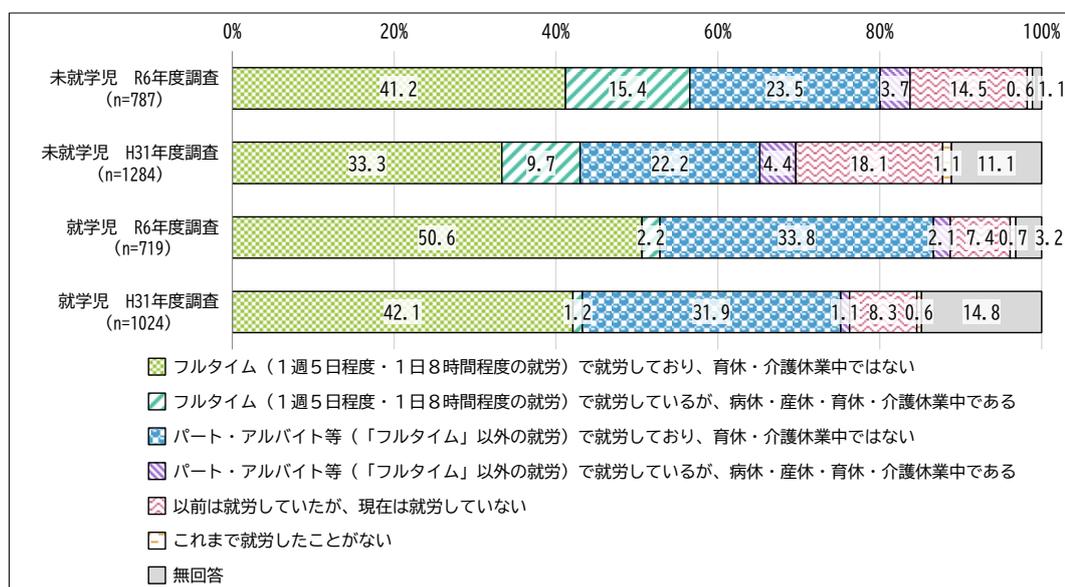


まずは、親族や友人・知人以外に相談するというハードルを下げる必要があります。相談することは難易度が高く、複数の要因が複雑に絡まっている可能性や相手に伝わるように言語化しなければという負担感、相談をすることで子育てを否定されたり、価値観を押し

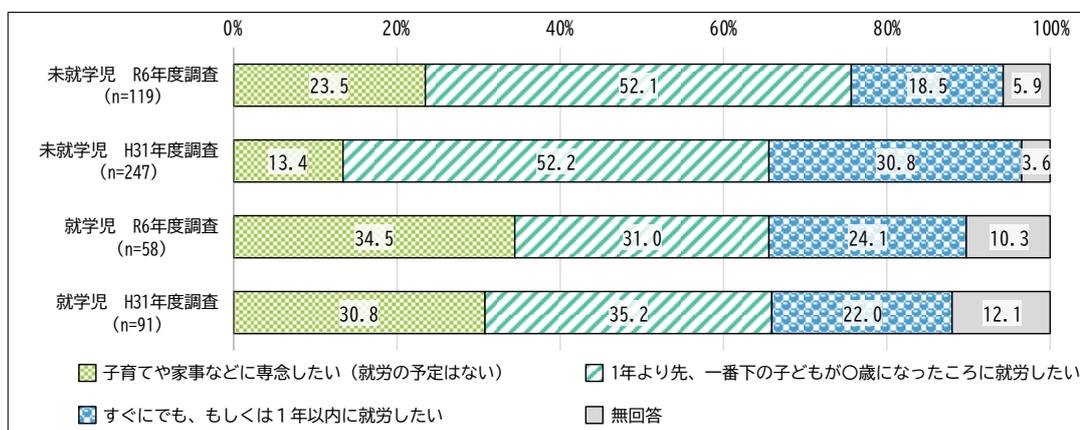
つけられないかという不安等があるため、気軽に相談をすることが難しいと考える子育て世代も多いようです。よって、相談することのメリットやどこにどの順番で相談したらいいのかを明確にした上で周知を行い、気軽に相談できる伴走型の子育て相談体制を整えることで、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながるのではないかと考えます。

## 2. 保護者の就労状況について

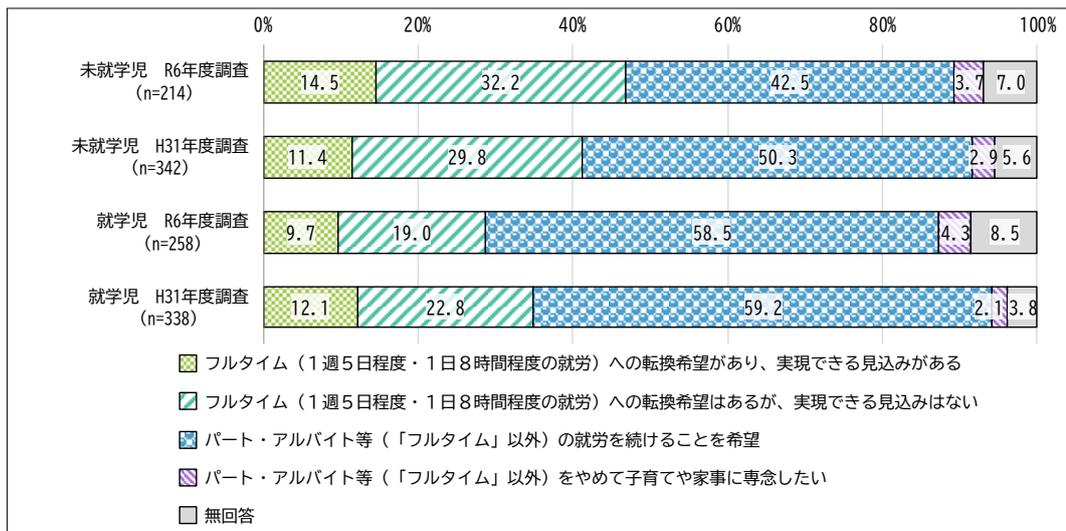
保護者の就労状況について、母親の就労率は未就学児及び就学児ともに8割を超えています。



現在は就労していない母親の就労意向について、未就学児では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」、就学児では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が最も高くなっています。



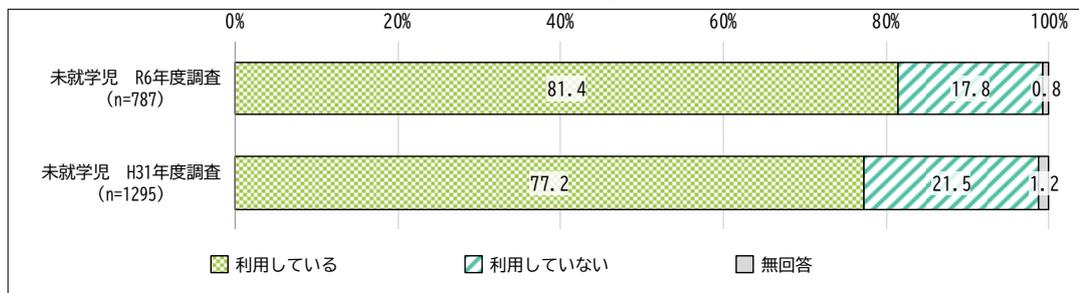
パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、未就学児及び就学児ともに4～5割が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答しており、習い事や行事、園や学校からの急な呼び出しへの対応や扶養の範囲での就労等、現状の生活に合った就労の維持を希望する現状維持派の割合が高くなっています。一方、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が未就学児及び就学児ともに約2割～3割程度いることから、依然現実問題としてフルタイムへの就労の難しさを抱える人たちもいることがうかがえます。



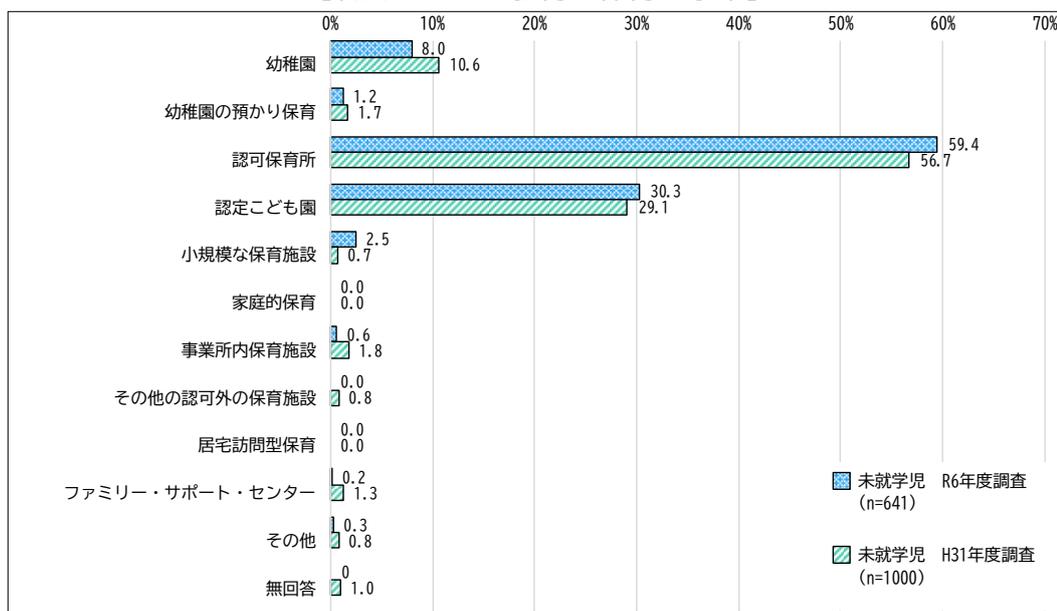
### 3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」については、8割が「利用している」と回答しており、母親の就労率と同率となっています。利用している教育・保育の事業としては約6割が「認可保育所」、3割が「認定こども園」、それ以外の事業の利用率は1割以下となっています。

【利用状況】

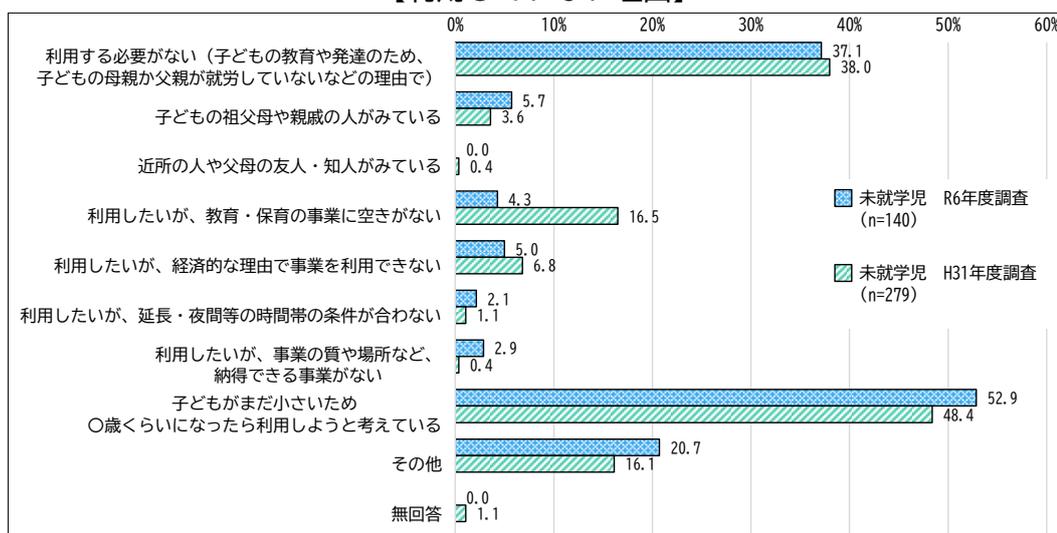


【利用している教育・保育の事業】

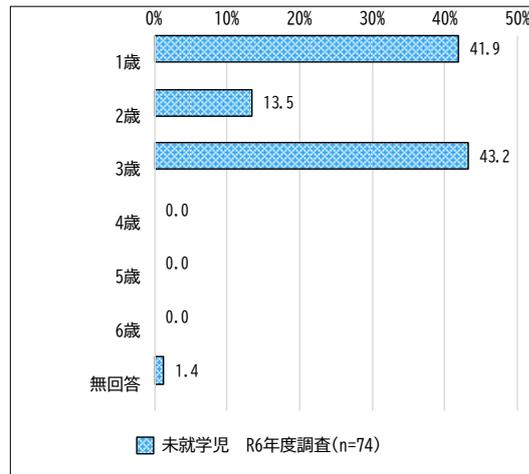


「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由については、5割が「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」、3割が「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）」と回答しており、利用希望年齢については、4割が「1歳」「3歳」くらいになったらと回答しています。

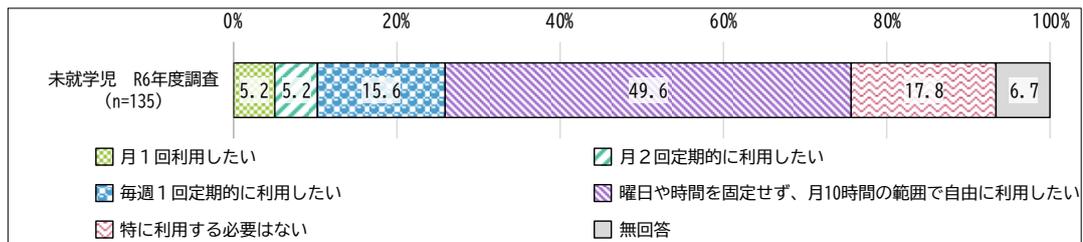
【利用していない理由】



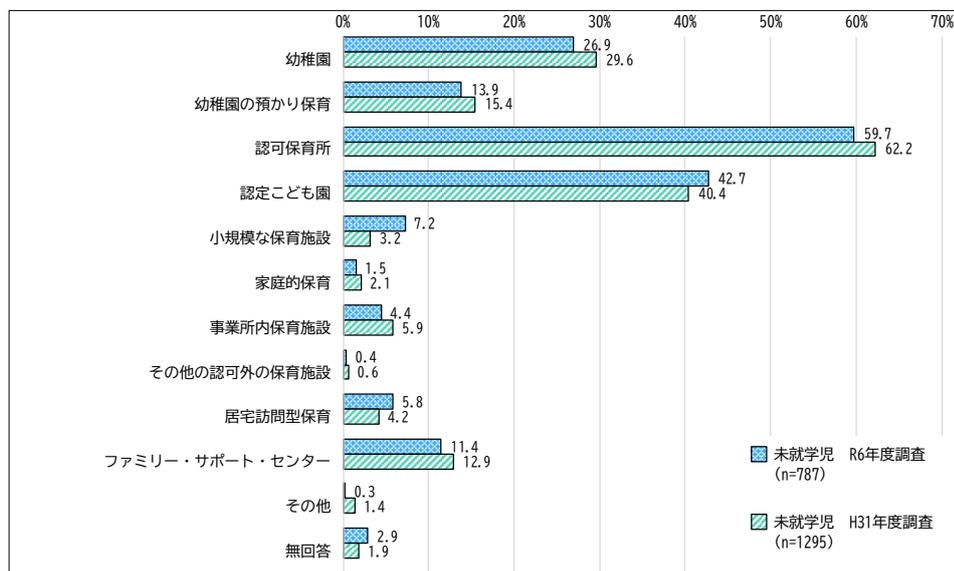
【利用しようと考えている年齢】



国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合の利用意向については7割以上が「利用したい」と回答しており、利用意向が高いことがうかがえます。

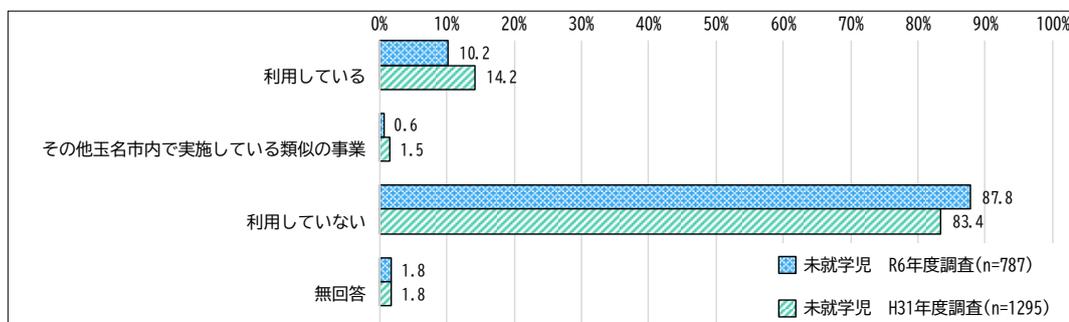


現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、利用状況と同じく「認可保育所」が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」となっています。また、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」「ファミリー・サポート・センター」は利用状況に比べて利用意向が10ポイント以上高くなっていることから、潜在的なニーズが含まれる事業であることがうかがえます。

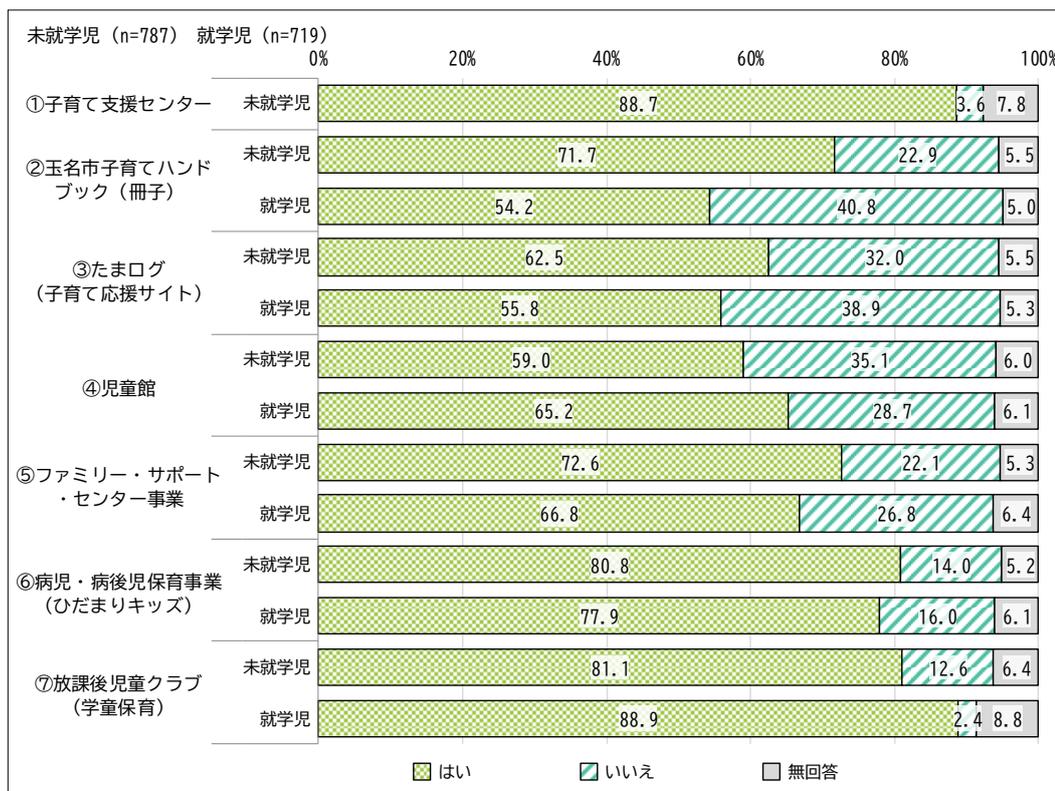


## 4. 地域の子育て支援事業の利用状況について

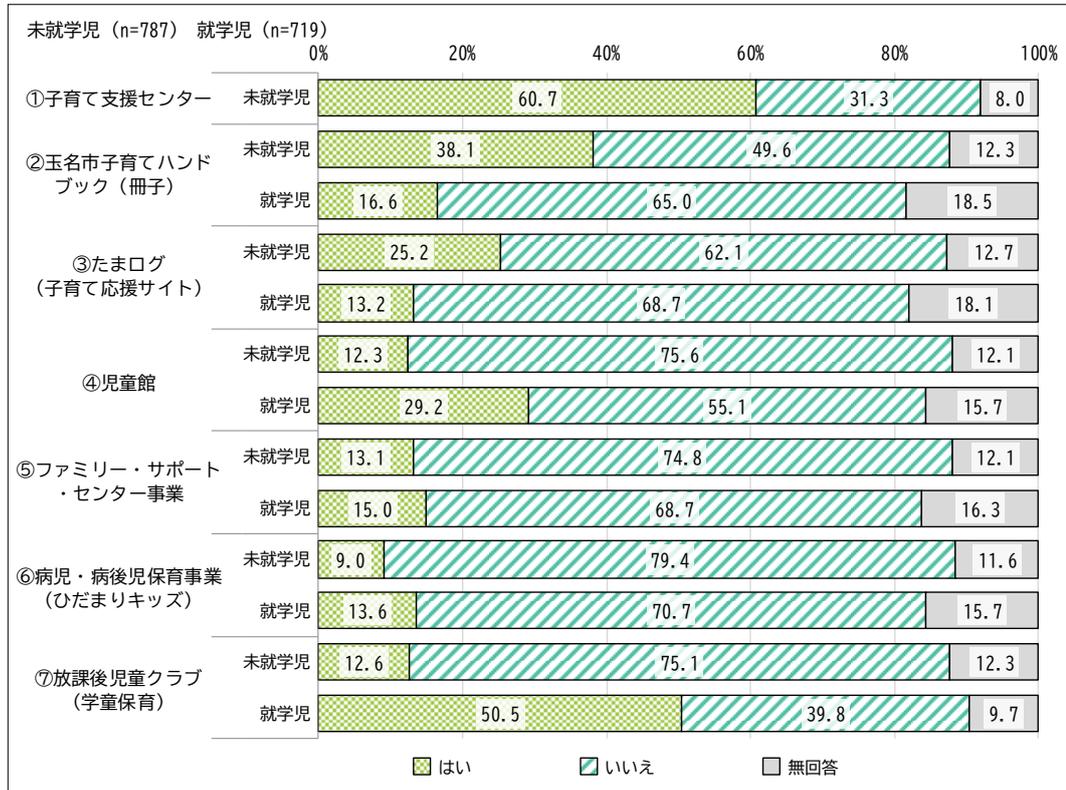
地域の子育て支援事業の利用状況については、8割が「利用していない」と回答しています。



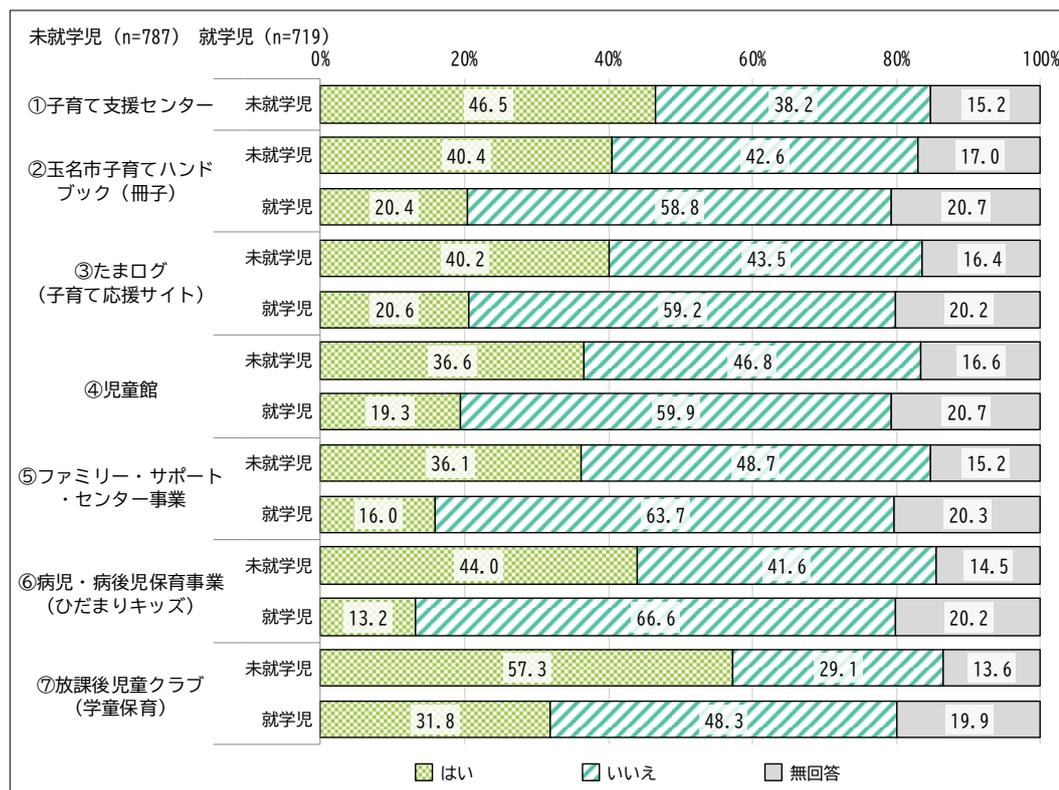
認知度について、未就学児では「子育て支援センター」、就学児では「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も高く、8割強が認知していると回答しています。また、未就学児及び就学児ともに「たまログ（子育て応援サイト）」、未就学児では「児童館」、就学児では「玉名市子育てハンドブック（冊子）」について3割以上が知らないと回答しています。



利用状況については、未就学児の6割が「子育て支援センター」、就学児の5割が「放課後児童クラブ（学童保育）」を利用したことがあると回答しており、未就学児及び就学児ともに6割以上が「たまログ（子育て応援サイト）」「ファミリー・サポート・センター事業」「病児・病後児保育事業（ひだまりキッズ）」を利用したことがないと回答しています。



今後の利用意向が高い事業については、未就学児では4割以上が「子育て支援センター」「玉名市子育てハンドブック（冊子）」「たまログ（子育て応援サイト）」「病児・病後児保育事業（ひだまりキッズ）」「放課後児童クラブ（学童保育）」、就学児では3割が「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答しています。また、利用意向が最も低い事業については、未就学児では「ファミリー・サポート・センター事業」、就学児では「病児・病後児保育事業（ひだまりキッズ）」となっています。

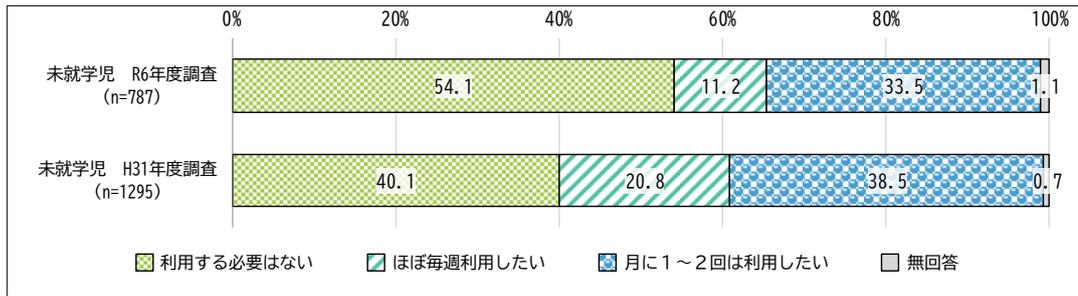


いずれの事業も認知度は5割を超えており高い割合を示していますが、「子育て支援センター」「玉名市子育てハンドブック（冊子）」「放課後児童クラブ（学童保育）」以外の事業の利用率は低くなっています。未就学児においては、「たまログ（子育て応援サイト）」「児童館」「ファミリー・サポート・センター事業」「病児・病後児保育事業（ひだまりキッズ）」「放課後児童クラブ（学童保育）」の今後の利用意向が3割以上あるものの、現在の利用状況との開きが15ポイント以上あることから、潜在的なニーズが含まれる事業であることがうかがえるため、利用しやすい体制整備を行い、利用対象者や利用方法等の周知に力を入れる必要があります。

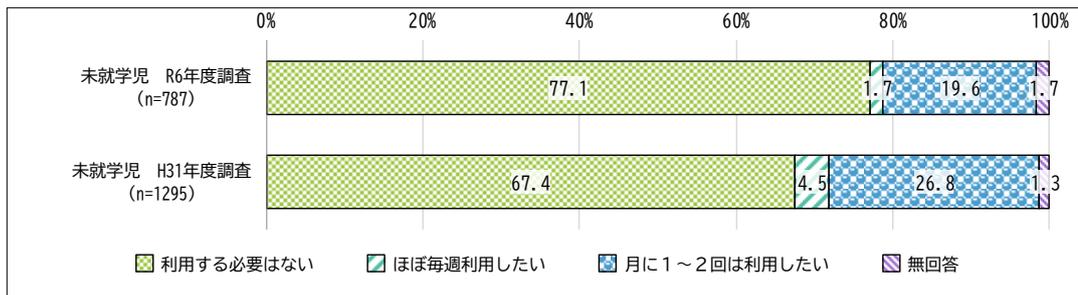
## 5. 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土・日祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望について、利用希望者は、土曜日で4割台、日祝日で2割台となっており、前回調査との比較をみると、土・日祝日ともに「利用する必要はない」が10ポイント前後高くなっています。

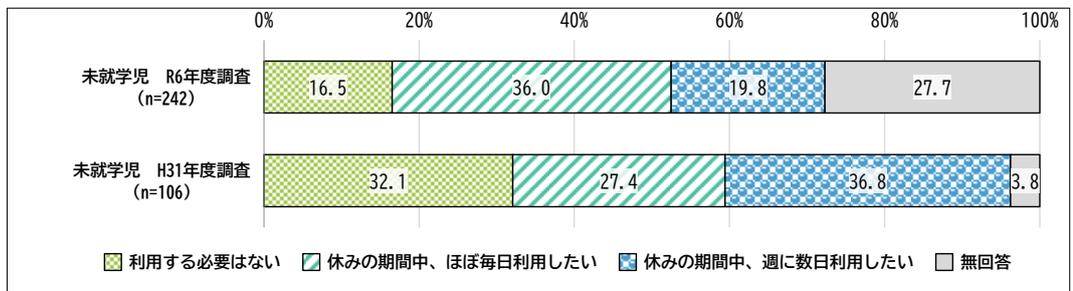
【土曜日】



【日曜日】

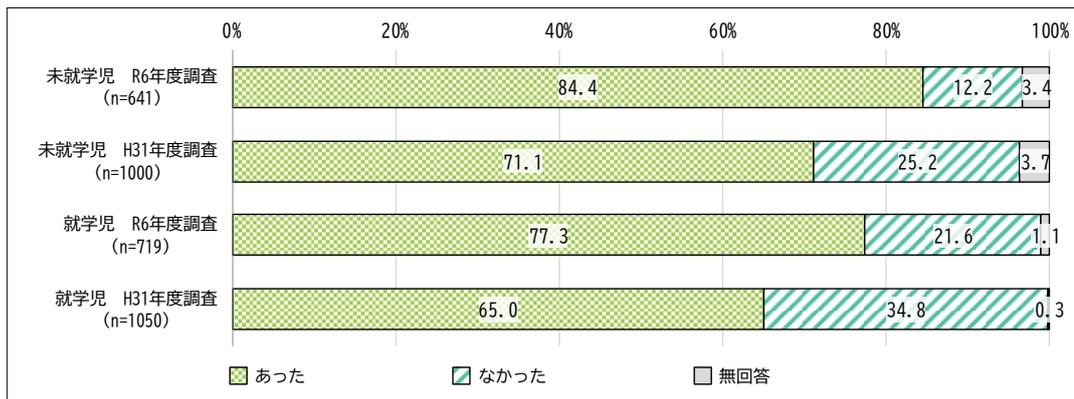


また、幼稚園を利用している保護者に、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望について尋ねたところ、利用希望者は5割を超えていることから、長期期間中は平日の就労の受け皿としての利用が求められていることがうかがえます。

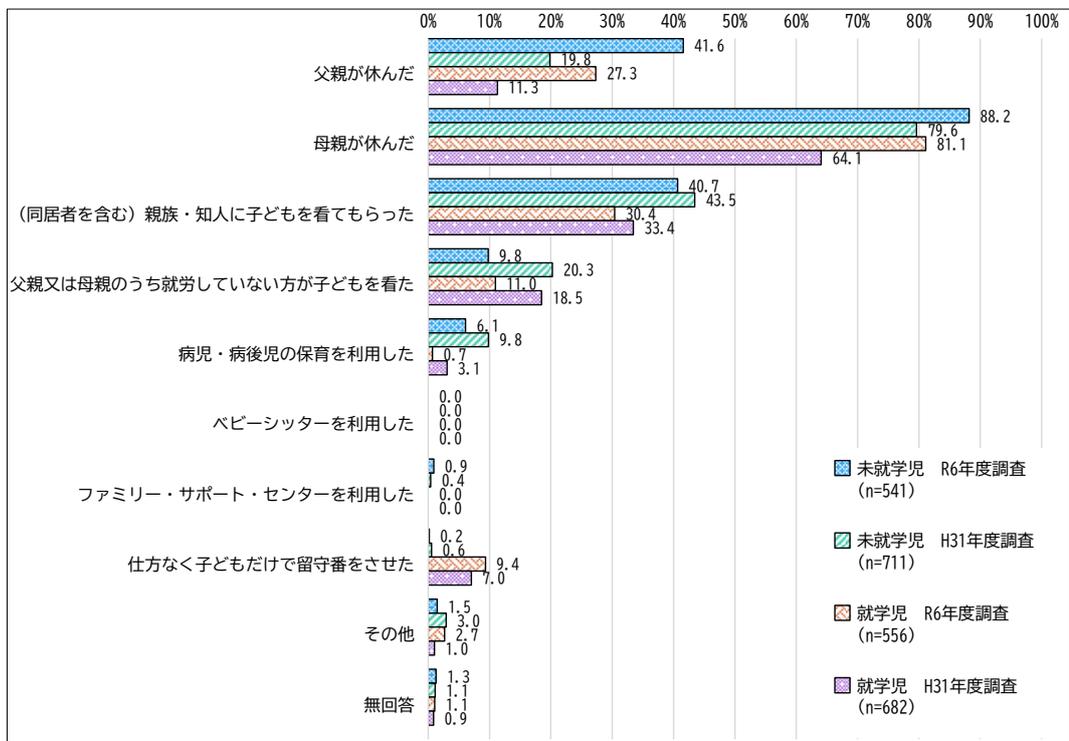


## 6. 子どもの病気の際の対応

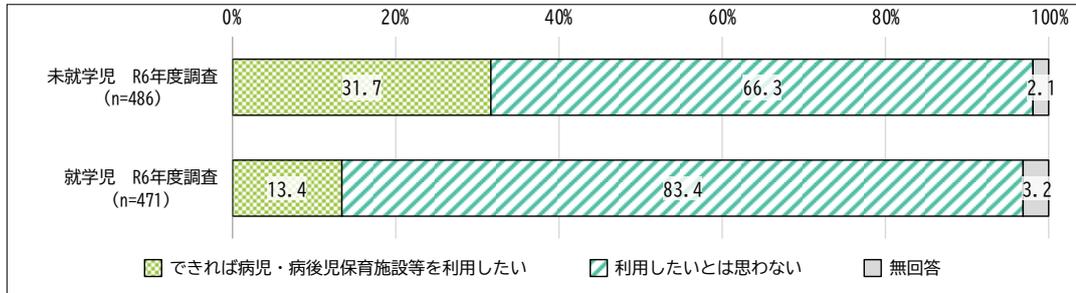
病気やケガで通常の事業が利用できなかったことや小学校に行けなかったことがあるかについては、未就学児及び就学児ともに7割～8割が「あった」と回答しており、行った対処方法としては「母親が休んだ」が8割を超えています。前回調査との比較をみると、未就学児及び就学児ともに「父親が休んだ」が15ポイント以上高くなっていることから、父親の育児参加への意識が高まってきていることがうかがえます。



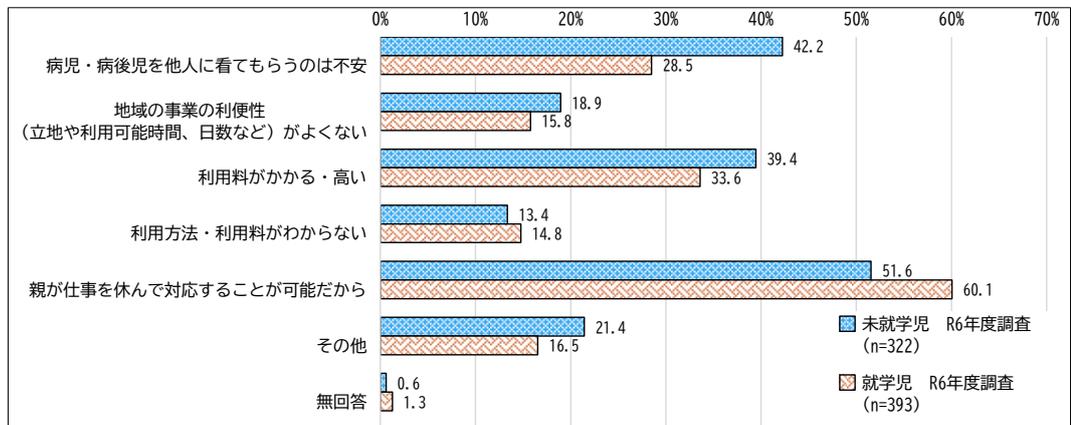
### 【対処方法】



両親どちらかが休んで対応したと回答した方に、病児・病後児のための保育施設等の利用希望について尋ねたところ、未就学児及び就学児ともに「利用したいとは思わない」が6割以上となっているものの、未就学児では3割が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しています。



病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思わない理由として、未就学児及び就学児ともに「親が仕事を休んで対応することが可能だから」5割を超えており、未就学児では4割が「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」と回答しています。未就学児では病気の際に病児・病後児保育施設等を利用したい意向はあるものの、他人に看ってもらうことに不安を感じる割合が高いことから、保護者の不安を解消し、安心して利用できるようにするための体制の充実等が必要です。

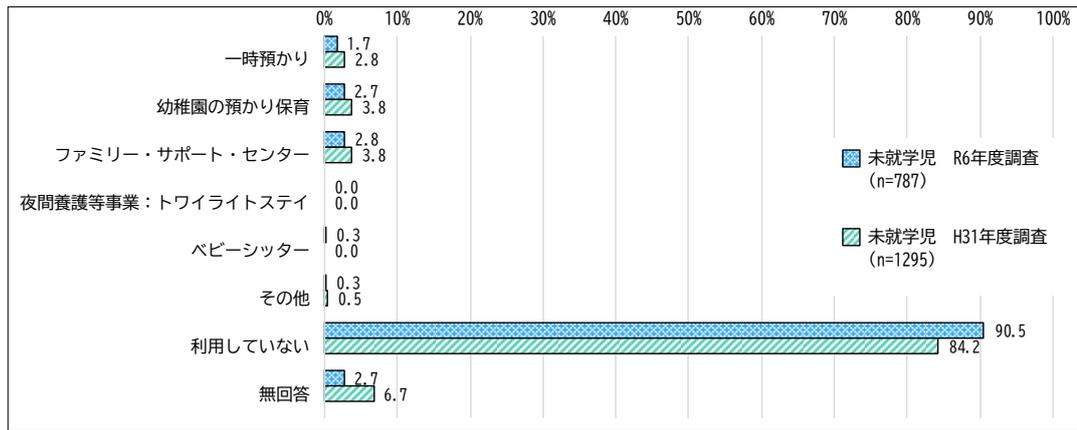


## 7. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

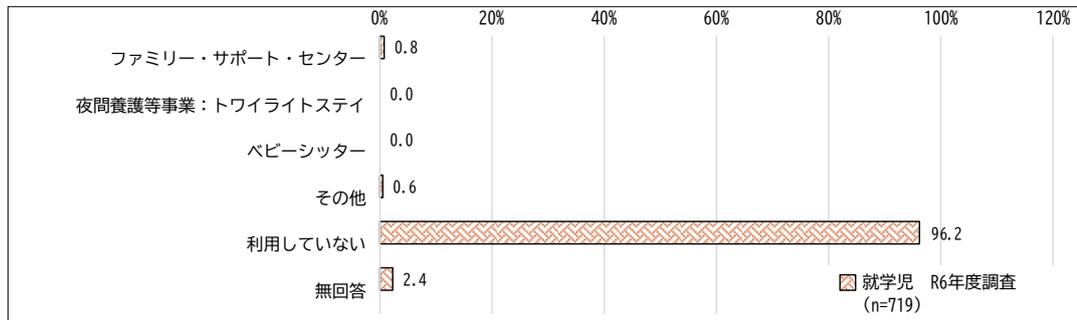
不定期の教育・保育事業の現在の利用状況については、未就学児及び就学児ともに9割が「利用していない」と回答しており、各事業の利用率はいずれも1割以下となっています。

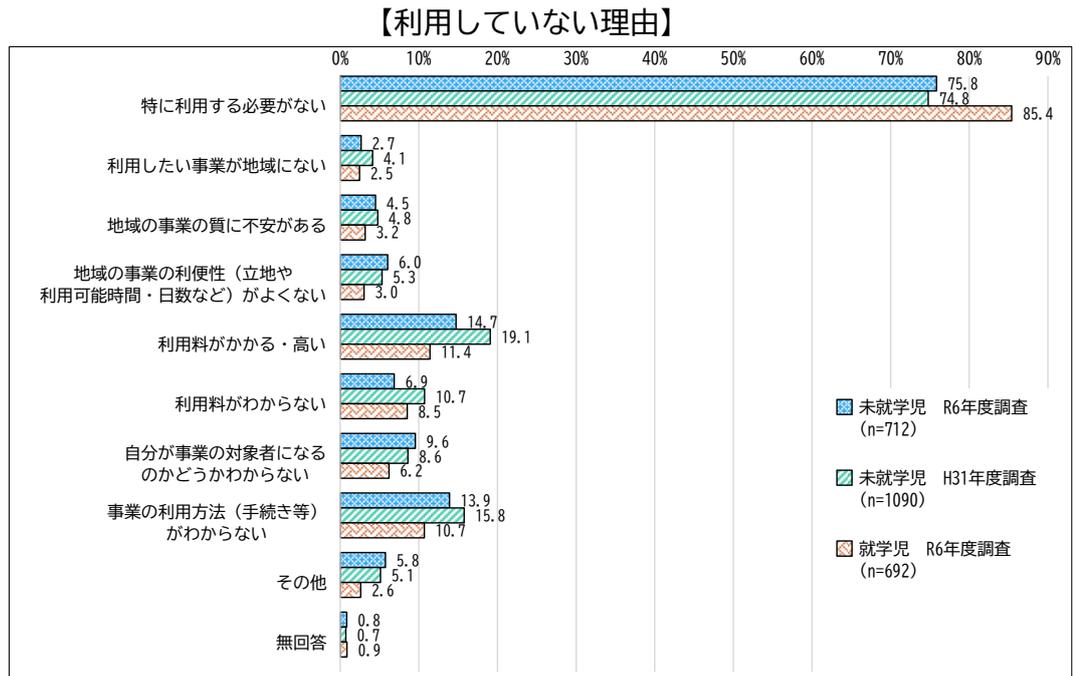
利用していない理由としては、未就学児及び就学児ともに7割以上が「特に利用する必要がない」と回答しています。

【1年間の対処方法（未就学児）】

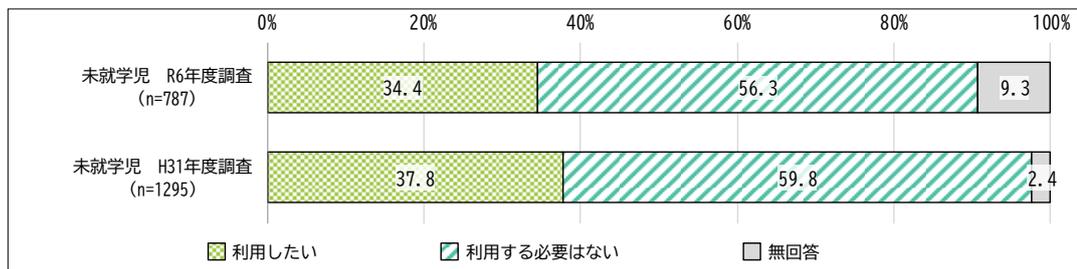


【1年間の対処方法（就学児）】

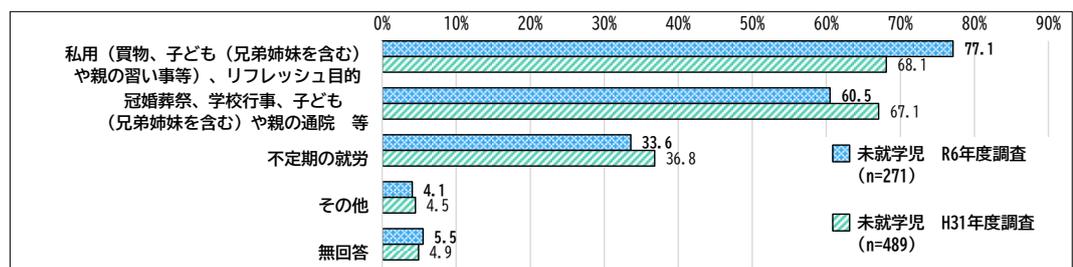




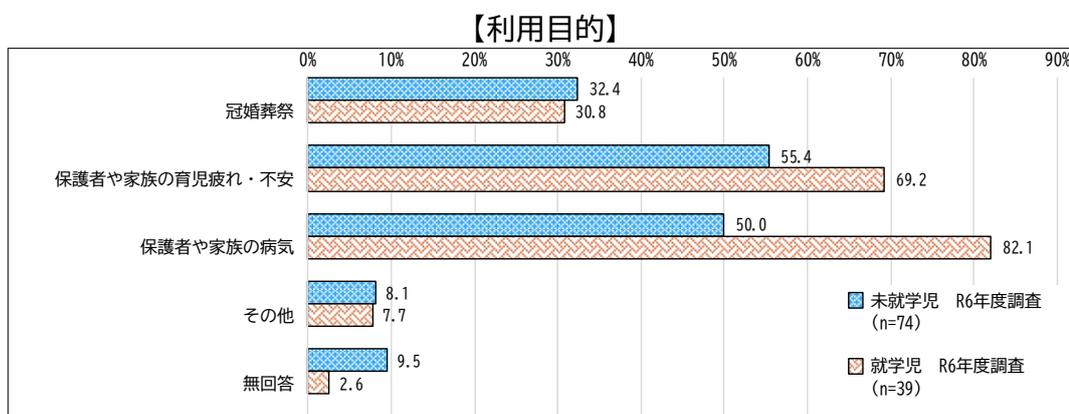
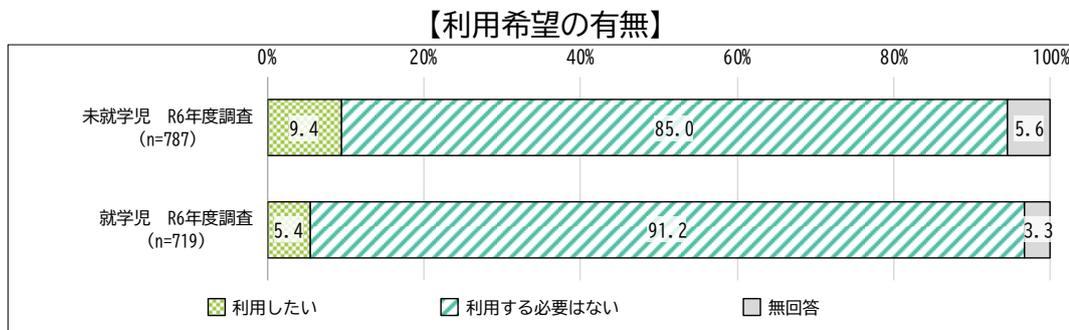
不定期の教育・保育事業の利用希望については、未就学児では「利用したい」が3割となっており、現状の利用状況と比べて利用希望が高い傾向にあります。



利用目的としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が6割を超えており、前回調査との比較をみると、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が10ポイント近く高くなっています。利用者にとっては、特にリフレッシュ目的での利用は罪悪感を持つ等利用しにくい傾向があると考えられるため、リフレッシュ目的での一時預かり利用における心理的なハードルを下げる工夫等が必要です。

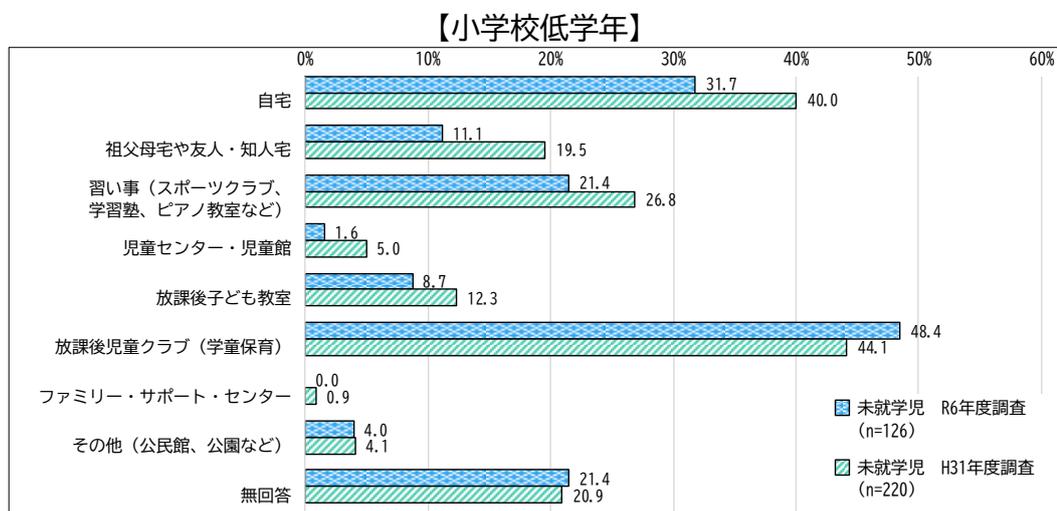


そのほか、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊りがけで家族以外に預けることについては、未就学児及び就学児ともに8割以上が「利用する必要はない」と回答しており、「利用したい」は1割以下となっています。利用目的として、いずれも「保護者や家族の育児疲れ・不安」「保護者や家族の病気」の割合が高く、5割を超えています。

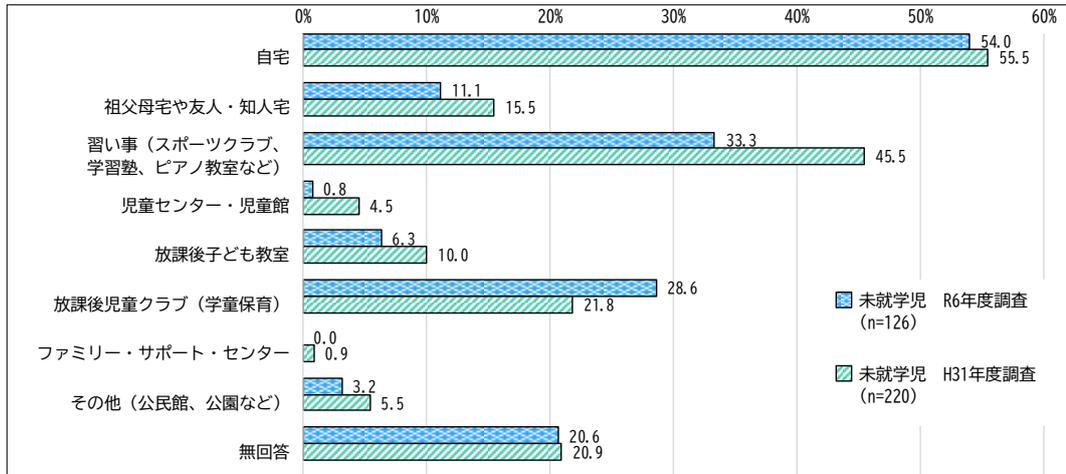


## 8. 小学校における放課後の過ごし方

放課後（就学後及び平日の小学校終了後）の過ごし方について、5歳以上の未就学児では小学校低学年（1～3年生）の間は「放課後児童クラブ（学童保育）」、小学校高学年（4～6年生）の間は「自宅」が最も高く、就学児では6割以上が「自宅」と回答しています。

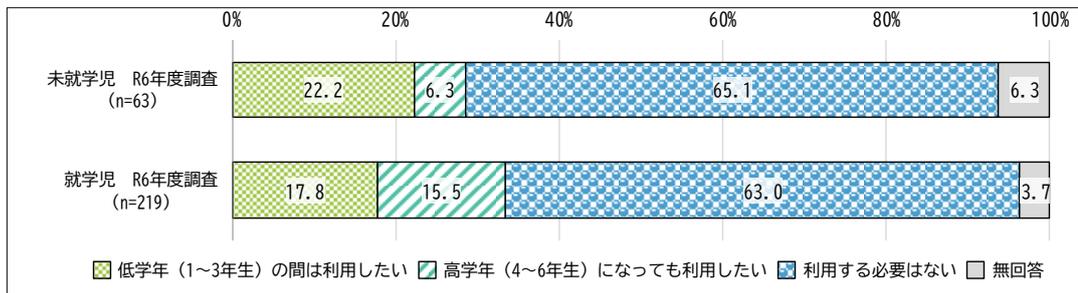


【小学校高学年】

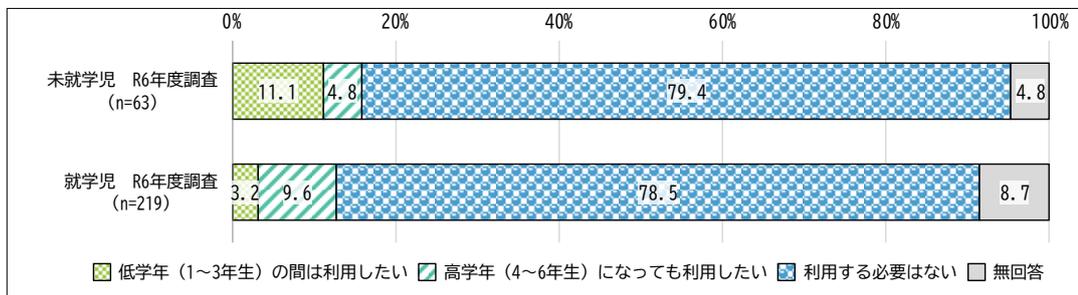


土・日祝日の放課後児童クラブの利用希望については、未就学児及び就学児ともに「利用する必要はない」が6割を超えており、「利用したい (低学年+高学年)」が土曜日は2～3割台、日曜・祝日では2割以下となっています。

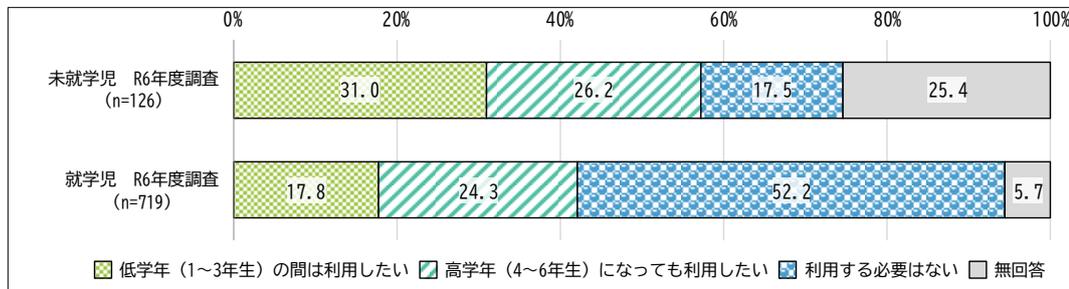
【土曜日】



【日曜・祝日】



一方、長期休暇中（夏休み・冬休み）の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい（低学年+高学年）」が、未就学児では5割、就学児では4割となっており、特に未就学児での長期休暇中の利用希望のニーズが高いことがわかります。

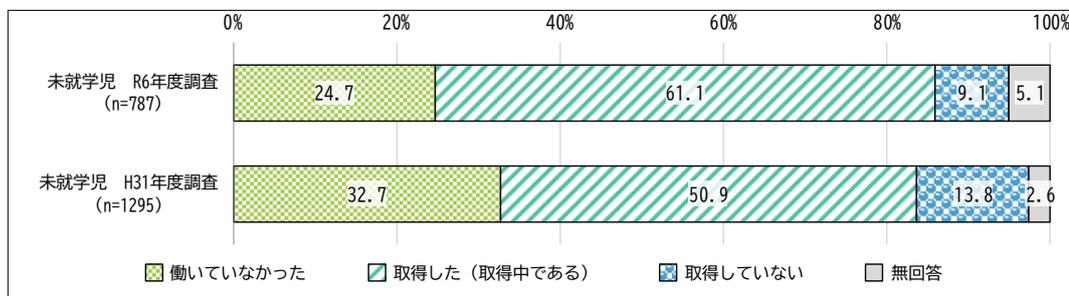


働く保護者にとって、学童保育とは重要な社会資源です。保護者からは学童保育の経済的負担を訴える意見、ソフト面・ハード面の整備等を求める声が挙がっていることから、今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育の体制を充実させていくことが求められています。

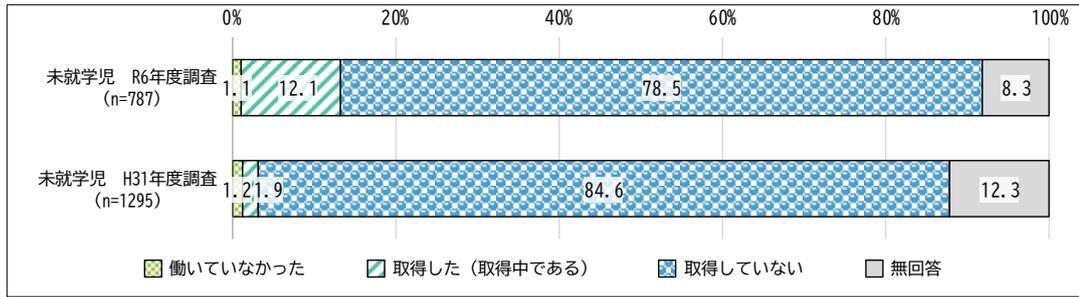
## 9. 育児休業など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況としては、「取得した（取得中である）」の割合が母親では6割、父親では1割程度となっており、父親では約8割が「取得していない」と回答しています。しかし、前回調査と比べ、取得率が父親・母親ともに10ポイント以上高くなっていることから、育児休業制度が育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として認知度が高くなっていること、また新型コロナウイルス感染症等の影響で多くの人が在宅ワークや休業をせざるを得ない状況等により働き方が多様化したことから、育児休業を取得しやすくなったと考えられます。

### 【母親】

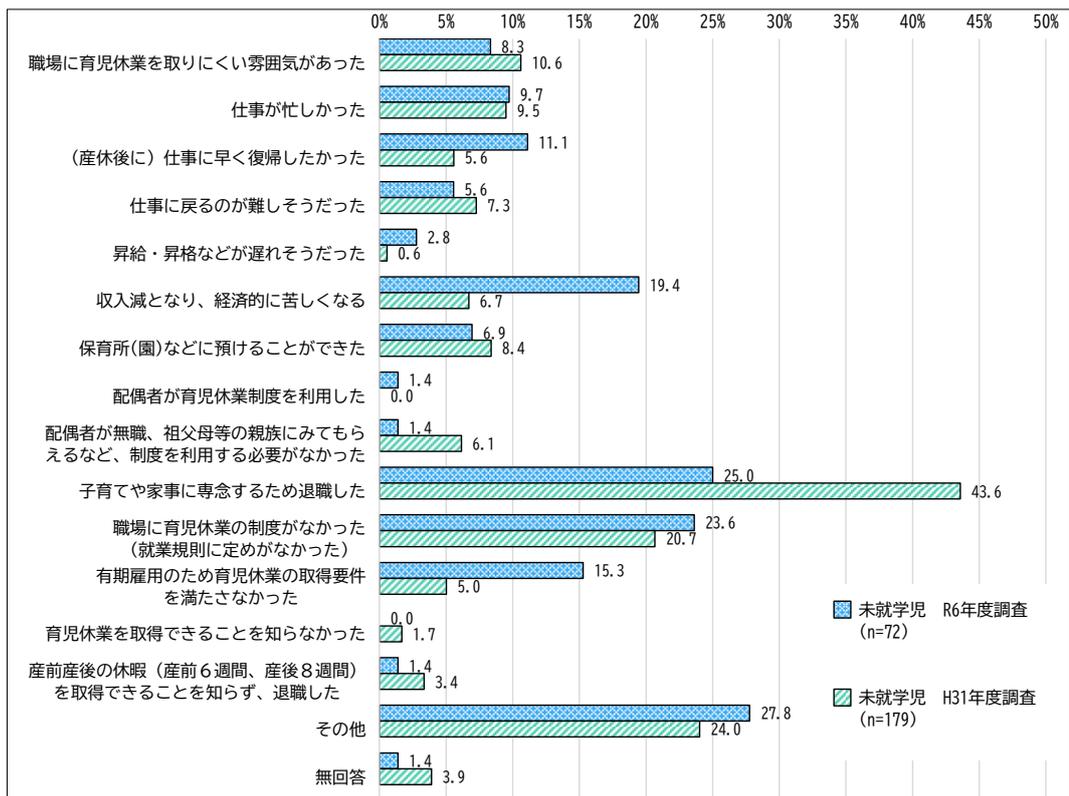


【父親】

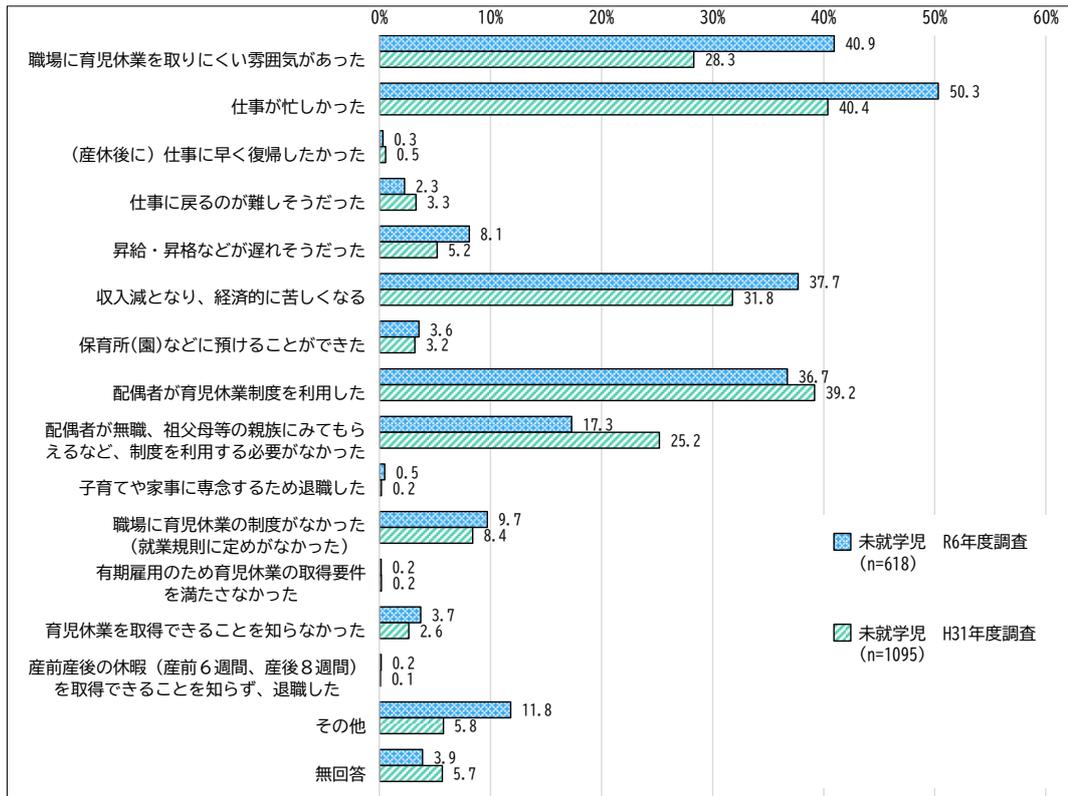


取得していない理由として、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が4割を超えています。また、前回調査との比較をみると、母親では「収入減となり、経済的に苦しくなる」、父親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が高くなっています。

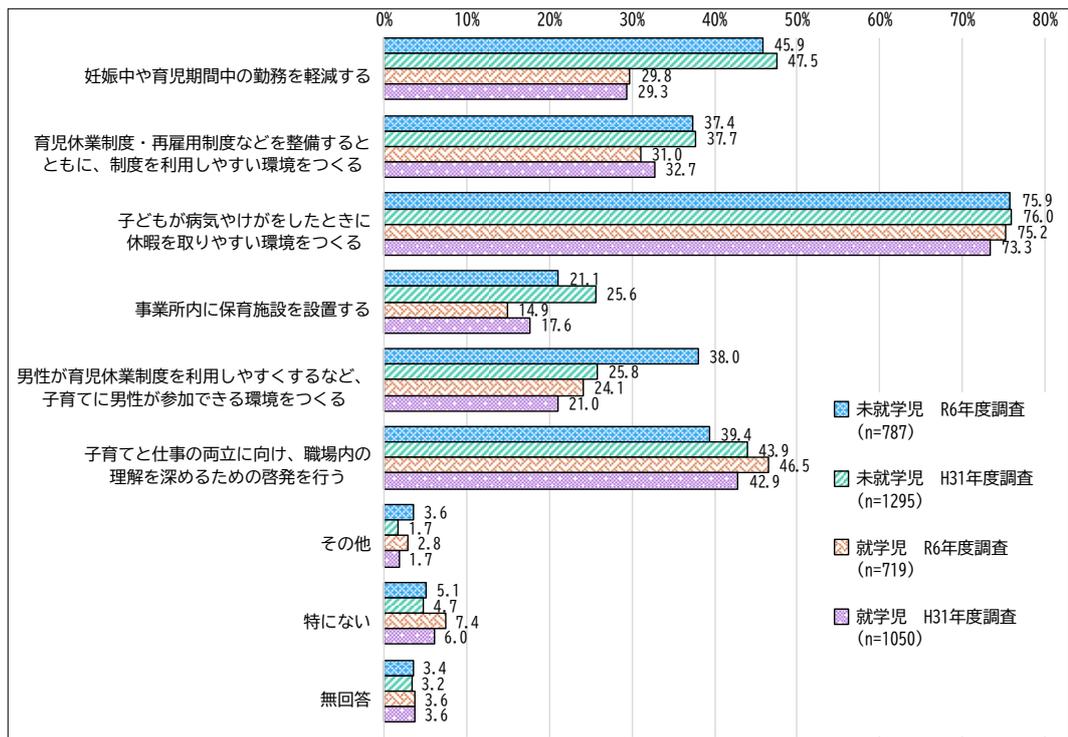
【母親】



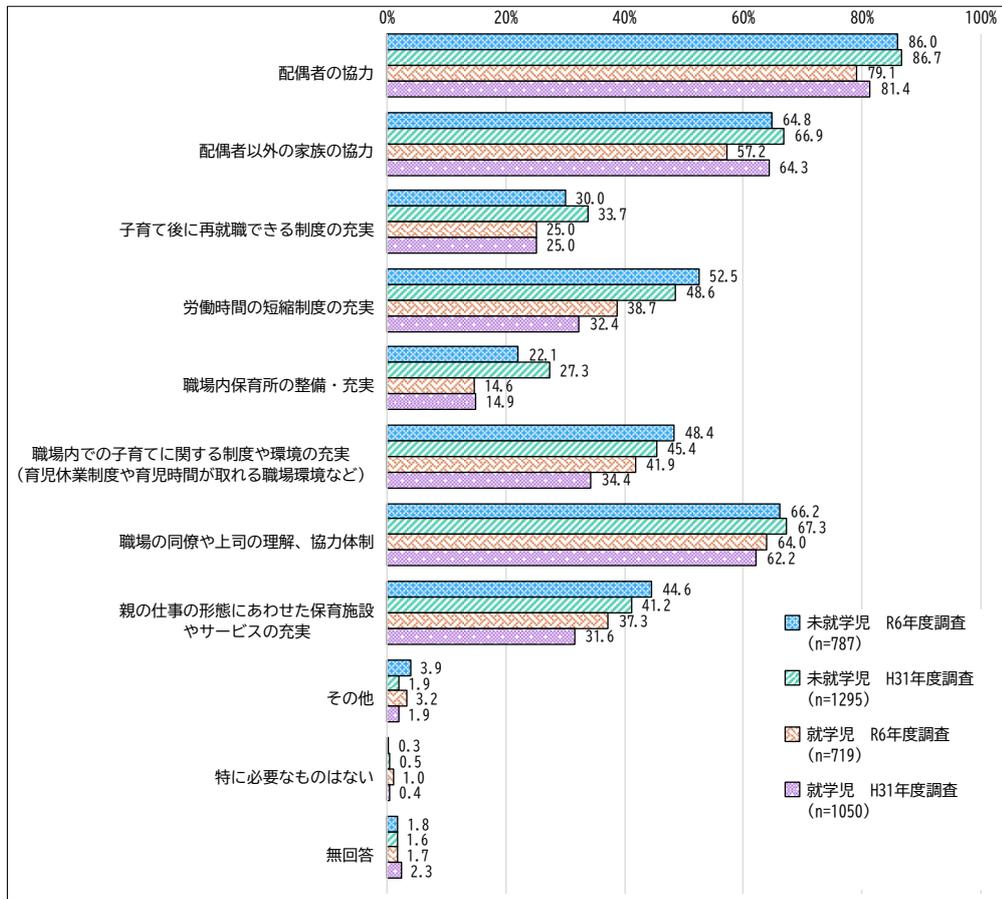
【父親】



仕事と子育ての両立のために企業に期待することについては、未就学児及び就学児ともに7割以上が「子どもが病気やけがをしたときに休暇を取りやすい環境をつくる」と回答しており、未就学児では前回調査と比べて「男性が育児休業制度を利用しやすくするなど、子育てに男性が参加できる環境をつくる」が12.2ポイント高くなっています。



また、仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、「配偶者の協力」「配偶者以外の家族の協力」「職場の同僚や上司の理解、協力体制」が5割を超えています。

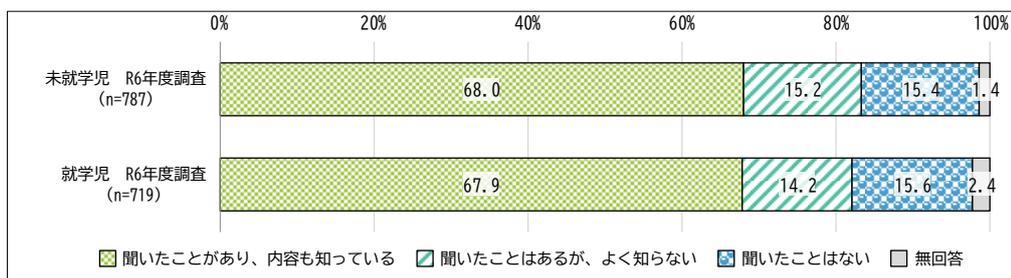


子育て世帯への支援の充実とともに、突発的な理由等の休みに対しての職場の理解、さらに男性が育児休業を取得しやすい雇用環境を整える等、仕事と子育てが両立できる仕組みづくりを行うことが求められています。

## 10. ヤングケアラーについて

ヤングケアラーの認知度については、内容まで把握している割合が未就学児及び就学児ともに6割を超えている。このことから「ヤングケアラー」の認知度が高まっており、広報・啓発活動の効果等により社会的な関心が高まっていると考えられます。

しかし、内容までは把握していない、または認知していない割合が未就学児及び就学児ともに3割程度いることから、啓発活動を続けるとともに内容の周知を行っていくことが必要です。



## 11. 玉名市の子ども・子育て支援全般について

市の子育ての環境や支援の満足度は以下の通りです。

			満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	合計	平均
未 就 学 児	R6年度調査	回答者数	59	157	360	146	29	751	2.91
		評点	59	314	1080	584	145	2182	
	H31年度調査	回答者数	59	236	602	309	46	1252	3.04
		評点	59	472	1806	1236	230	3803	

			満足度 1	満足度 2	満足度 3	満足度 4	満足度 5	合計	平均
就 学 児	R6年度調査	回答者数	55	151	345	120	10	681	2.82
		評点	55	302	1035	480	50	1922	
	H31年度調査	回答者数	42	206	557	194	17	1016	2.94
		評点	42	412	1671	776	85	2986	

※満足度1～5：1点～5点として点数化

玉名市が子育てしやすいまちだと感じるかについては、未就学児及び就学児ともに「感じる：子育てしやすいと感じる＋どちらかといえば子育てしやすいと感じる」が5割を超える程度に留まり、前回調査（6割）と比べて低くなっています。この結果から、子育て環境に対する市民のニーズと市の取組内容が合っていないことが考えられ、今後は様々な取組の更なる推進が必要です。

玉名市に期待することとしては、未就学及び就学児ともに「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が5割を超えており、就学児では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が前回調査と比べて15.2ポイント高くなっています。

子育てに関する不安と悩みについては、未就学児及び就学児ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」が最も高く、5割を超えています。また、未就学児では「安全な遊び場や児童館など、親子で安心してつどえるスペースが身近にほしい」が前回調査と比べて10ポイント近く高くなっています。

子育てに不安や負担を感じる可能性があるかについては、未就学及び就学児ともに「感じない：感じない＋あまり感じない」が3割、「感じる：多少感じる＋常に感じる」が6割を超えており、不安や負担を「感じる」割合が「感じない」割合を上回っています。

また、子育ての環境や支援については、以下の5つが求められています。

**1. 「子育て支援の充実」**

平日・土日祝日に関係なく利用できる施設の増加や病児保育事業の拡大・充実が求められており、子育て支援や教育環境の改善が強く望まれています。

**2. 「通学路の安全性」**

通学路の整備を求める声が多く挙がっており、特に道路の狭さや危険な場所に対する懸念が強く、整備や交通規制の必要性が訴えられています。

**3. 「育児と仕事の両立」**

職場の理解の有無、育児と仕事の両立の難しさが指摘されており、特に男性の育児参加の必要性が強調されています。

**4. 「経済的支援の平等性」**

ひとり親世帯や非課税世帯への支援ばかりではなく多子世帯への支援を求める声が多く、子どもの人数に関わらず平等な支援が求められています。

**5. 「施設の充実と改善」**

子育て支援センターや公園、施設の充実を求める声が挙がっています。特に子どもが安心して遊べる公園や教育施設の改善が求められています。

## 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

### 1 基本理念

本市では、第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画において「すべての子どもたちの笑顔を求めて ～安心して子育てできるまちに～」を基本理念として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「第3次玉名市総合計画」の内容を踏まえつつ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、繋がりがいながら、これから玉名市の未来をつくっていく子どもたち・若者たちを育てていく環境づくりを目指し、計画の基本理念を「すべての子ども・若者たちの笑顔を求めて ～みらいをつくる こどもと若者のまちへ～」として、様々な取組みやサービスの充実を推進し、市民のウェルビーイングを実現することとします。

#### 基本理念

**すべての子ども・若者たちの笑顔を求めて**

**～みらいをつくる こどもと若者のまちへ～**



## 2 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように定め、こどもに関する施策を推進します。

玉名市こども計画の基本目標	該当する計画				
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画	子どもの貧困対策計画	子ども・若者計画	母子保健計画
<b>基本目標1 玉名市の全ての子どもが持つ権利の保障</b>	こども大綱 子どもの権利条約				
(1) 子どもが権利の主体であることの理解促進 (2) 子どもの意見表明とその尊重					
<b>基本目標2 母子保健に係る施策の充実</b>	■	■			■
(1) 妊産婦等への保健施策 (4) 生涯にわたる保健施策					
(2) 乳幼児期における保健施策 (5) 子育てや子どもを育てる家庭の支援					
(3) 学童期及び思春期から成人期における保健施策					
<b>基本目標3 子どもの成長段階に応じた支援の充実</b>	■	■		■	
(1) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保 (5) 地域の教育力の向上					
(2) キャリア教育の推進 (6) 地域における保育力の向上と確保					
(3) 体験活動の充実 (7) 青少年の健全育成の推進					
(4) 家庭の教育力の向上 (8) こども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設的环境改善					
<b>基本目標4 子どもや若者の育ちを支える専門的支援の充実</b>	■	■	■	■	
(1) 児童虐待の防止及び支援体制の強化 (4) ヤングケアラーに対する取組					
(2) ひとり親家庭への自立支援 (5) 子どもの貧困対策					
(3) 障がい児施策の充実 (6) ひきこもり及び不登校の支援					
<b>基本目標5 子ども・若者の希望を実現する支援の充実</b>	■			■	
(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組の推進 (3) 安全で安心できる居場所づくりの推進					
(2) 若者の希望を実現できる環境の整備					

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 玉名市の全ての子どもが持つ権利の保障



#### (1) 子どもが権利の主体であることの理解促進

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
こども・若者の権利の普及啓発	啓発リーフレットの配布やこどもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。	子育て支援課 人権啓発課
人権教育の推進	人権に関するセミナー等を開催するなど、人権尊重に関する理解を促進します。	子育て支援課 教育総務課 コミュニティ推進課 人権啓発課
ジェンダー <sup>※</sup> に関する理解の促進	こどもが偏見や差別による悩みや不安を抱えることがないように、ジェンダーに関する理解促進のため、市民に向けて啓発活動を推進します。	人権啓発課 教育総務課 コミュニティ推進課 子育て支援課

#### (2) 子どもの意見表明とその尊重

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
「U18・まなびの議会」の開催	市内の中高生が議員となって質問や提案を發表し、市が答弁する「玉名市U18・まなびの議会」を開催し、その内容を今後のまちづくりの参考にします。	コミュニティ推進課
こども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できる手段について、インターネットを始めとする様々な媒体の活用を検討します。 また、寄せられた意見を検討した結果や具体的な取組に結び付いた事例等については、適切な媒体を通して公表します。	子育て支援課
こども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	こども・若者に関する施策や施設の運営について、こどもや若者が積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや機会の創出について検討します。	地域振興課 子育て支援課 コミュニティ推進課

※ジェンダー：生物学的な性別（sex）に対して、社会や文化によって作られる性別のこと。具体的には、「男らしさ」「女らしさ」などの社会的な性別役割や、性別による服装や髪形の決めり方などがあります。

## 基本目標2 母子保健に係る施策の充実（玉名市母子保健計画）



「健やか親子21（第2次）」等の指標に沿って、平成30年度から令和4年度の母子保健事業の健康課題の整理を行い、今後目指すべき方針等について、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づき、本計画の「基本目標2 母子保健に係る施策の充実」を、玉名市母子保健計画として策定します。また、本市の健康増進計画と食育推進計画との整合性を図るものとします。

### （1）妊産婦等への保健施策

#### 【課題と目標】

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援妊婦*1)が妊婦全体の40%程度と増えている。</li> <li>・ 特定妊婦*2)も妊婦全体の3%程度と増えている。</li> <li>・ 妊娠12週～19週での届出が2%程度で推移しており、望まない妊娠と思われる妊婦も増えている。</li> <li>・ 未婚妊婦、若年妊婦、外国人妊婦の割合が増えている。</li> <li>・ 核家族化、県外出身者の割合が増えており、身近な相談者がいない人が多くなっている。</li> <li>・ 妊婦歯科健診受診率は令和5年度は約47%と少しずつ増えているが半数に至っていない。</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安心して妊娠・出産・子育てができると思う者の割合が92%以上となる。 (4か月健診健やか親子21アンケート集計)</li> <li>・ 低出生体重児(2,500g未満)割合が8.2%以下となる。</li> </ul>

\* 1) 要支援妊婦とは、若年妊婦、ひとり親、病気、経済困窮などがあり支援が必要と判断された方

\* 2) 特定妊婦とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる方

#### 【具体的な取組】

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
母子健康手帳交付	<p>妊婦やその配偶者等が安心して出産を迎えられるように、母子健康手帳を個別面談にて交付し、早期からの継続した支援を行っています。</p> <p>ハイリスク妊婦（若年・高齢・未婚・望まない妊娠、妊娠高血圧症候群、精神疾患の既往等）の把握に努め、適切な支援の実施に努めます。</p>	保健予防課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
母子保健推進員活動育成事業	母親等の身近な相談相手として、妊産婦や乳幼児の家庭を訪問します。母子保健推進員の資質向上のために定例会や研修会を実施し、育成・支援を行います。	保健予防課
妊婦健康診査費助成	全妊婦に妊婦健康診査費助成を実施しています。また、里帰り先での妊婦健康診査については、出産後に市助成金分について償還払いを実施しております。 医療機関との連携を継続して実施し、健診結果からハイリスク妊婦（妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病、健診未受診者等）を把握し、保健指導を行い早産・低体重児出生・生活習慣病等の予防を図ります。	保健予防課
産婦健康診査	出産後概ね2週間の産婦に対し健康診査を実施し、産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備しています。	保健予防課
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を整備しています。	保健予防課



## (2) 乳幼児期における保健施策

## 【課題と目標】

課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児健診後の精神発達フォロー児が増加している。</li> <li>・ 視覚、聴覚精密未受診率が20～25%と多い。</li> <li>・ 3歳6カ月健診以降からのむし歯有病率が増加している。</li> <li>・ 1人で多数のむし歯を持つ子どもが一定数いる。</li> </ul>
目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育てにくさを感じたときに対処できる親の割合が92%以上となる。 (※3歳健診すこやか21問診項目で集計)</li> <li>・ この地域で子育てしたいと思う親の割合が95.0%以上となる。 (※3歳健診すこやか21問診項目で集計)</li> </ul>

## 【具体的な取組】

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
産婦・乳児家庭全戸訪問事業	<p>初産婦、要支援・特定妊婦に対する生後2週頃の電話又は家庭訪問と産後2か月前後の乳児家庭に対し保健師または助産師が家庭訪問を行っています。</p> <p>乳児の健やかな発育の支援により、育児不安の軽減に努めます。また、妊婦健診の結果に基づき、生活習慣病予防のために適切な支援を行います。</p> <p>産後うつ傾向や家庭環境に課題を抱えたハイリスク者に対しては、支援プランを作成し、こども家庭センターや関係機関と連携を図り、適切な支援の実施に努めます。</p>	保健予防課
乳幼児健診	<p>健やかな心身の発育発達及び親が安心して月齢に応じた子育てができるように、4か月児、8か月児、1歳8か月児、3歳6か月児を対象に健診を実施しています。</p> <p>親が子どもの発達段階に応じた育児の仕方について学び、育児不安が軽減できるような健診内容の充実を図ります。</p> <p>健診未受診者への受診勧奨と実態把握を確実にします。</p> <p>支援が必要な子どもには、保護者や関係機関とともに支援の方向性の共有を図ります。</p>	保健予防課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
のびのび子育て栄養相談	乳幼児健診後のフォローや、一人ひとりの悩みや心配事について一緒に考え、安心して楽しく子育てができるように、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が支援していきます。	保健予防課
食育	乳幼児期から正しい食習慣を定着させるために、乳幼児健診や離乳食・幼児食の相談等で栄養バランスのとれた食生活の啓発を図っています。玉名市食育推進計画に基づいて、食育の方向性や具体策を協議しており、今後も地域の食育関係団体等と連携しながら食育を推進します。	保健予防課
予防接種	予防接種法に基づき、各種予防接種を実施しています。予防接種を適正に受けるための周知啓発を図るとともに、医療機関と連携し、予防接種を受けやすい体制づくりと過誤発生防止に努めます。	保健予防課
乳幼児歯科保健の充実	乳幼児健診時に歯科医師による診察、歯科衛生士による歯科指導と希望者に対してフッ化物塗布を行っています。また、健診以外にも4歳未満児に対するフッ化物塗布を月に1回実施しています。乳歯咬合の完成期である3歳児のむし歯保有率の改善は、乳幼児の健全な成長のために不可欠であるため、今後も乳児期からの歯の健康についての歯科指導の充実を図ります。	保健予防課
フッ化物洗口事業	<p>生え始める永久歯の歯質の強化とむし歯予防対策として、市内の保育所（園）、認定こども園等及び小中学校でフッ化物洗口を実施しています。</p> <p>保育園・幼稚園の一部の園で未実施であるため、全園実施をめざし、引き続き勧奨を行っていきます。また、安心安全なフッ化物洗口事業が、継続実施できるよう支援していきます。</p>	保健予防課 子育て支援課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
心身に障がいを持つ子どもの親の相談支援	心身に障がいを持つ子どもの親の相談等に対応し、関係機関と連携し支援していきます。	子育て支援課 総合福祉課 保健予防課
発達相談及び就学への支援	乳幼児健診で発達に課題があり支援が必要な子どもについては、保護者の同意を得ながら心理士による個別の発達相談等に繋がっています。適切な関わりができるように保育所（園）、認定こども園等と連携を図るとともに、必要時には市心理士が実施している巡回相談施設支援につなげています。また、保護者と相談しながら、就学先の小学校への繋ぎも行っています。	子育て支援課 保健予防課 教育総務課
もぐもぐ教室	4か月の乳児を対象に、離乳準備や前期離乳食の進め方、歯の手入れについて理解を深める教室を実施しています。	保健予防課
すくすく赤ちゃん教室	7か月の乳児を対象に、中期～後期離乳食の進め方やむし歯予防、運動・精神発達を促す生活習慣について理解を深める教室を実施しています。	保健予防課



### (3) 学童期及び思春期から成人期における保健施策（生活習慣病予防）

【課題と目標】

課 題	<p><b>■妊娠・周産期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BMI18未満の妊婦のほとんどで、切迫早産と貧血があった。</li> <li>・巨大児出産産婦は、妊娠中のBMIが25以上であった。</li> <li>・巨大児出産産婦は、妊娠中の喫煙と1日2回以下の食事形態がみられた。</li> <li>・妊婦喫煙者は、正期産であったが、FGR（胎児発育不全）傾向がみられた。</li> </ul> <p><b>■乳幼児・小中学生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳6か月健診（令和4年度）で肥満度20%以上の児については、1歳8か月健診では20%以上ではなかった。⇒1歳8か月健診以降に肥満になっている。</li> <li>・1歳8か月健診で肥満度15~19%の太り気味が年度によって2倍以上増えている。</li> <li>・3歳6か月健診（令和4年度）で肥満度20%以上の児については、おやつ<sup>1</sup>の量、種類、回数を決めていない、偏食、食事量、牛乳が多い等の食の課題があった。</li> <li>・ほぼ毎日朝食を食べている児が、1歳8か月健診で約99%から3歳6か月健診では約93%に減っている。</li> <li>・3歳6か月健診で夜9時までに就寝する児が、1歳8か月健診の5割程度から3割程度に減っている。</li> <li>・肥満度20%以上の児のメディア視聴時間が長い。</li> <li>・4か月健診（令和4年度）で痩せ気味の児が、8か月健診で痩せすぎになっている。母乳育児が半数で月齢に応じた授乳指導ができていたか。反対に、4か月健診でカウプ20以上で8か月健診でも20以上となった児も母乳育児であった。</li> <li>・小学5年生男児の肥満割合は、減少傾向にあるが平成30年から熊本県や全国と比べて高い。</li> <li>・小学5年生女子の肥満割合は、増加傾向にあり熊本県や全国と比べて多い。</li> <li>・朝ごはんを「毎日食べる人」の割合は、成長する（幼児から中学生になる）につれ減少し、中学生では、1割近くの生徒が欠食している。</li> <li>・中学1年生以降からのむし歯有病率が増加している。</li> </ul>
目 標	<p><b>■妊娠・周産期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠中の喫煙者割合を1.8%以下にする。（4か月健やかアンケートで集計）</li> <li>・低出生体重児割合を8.2%以下にする。</li> </ul> <p><b>■乳幼児・小中学生</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳6か月健診で肥満度20%以上の児の割合を1.5%以下にする。 (令和4年度 全国1.8%、熊本県2.5%、玉名市1.5%)</li> <li>・3歳6か月健診で朝ごはんを毎日食べる子どもの割合を95%以上にする。 (令和4年度 玉名市94.3%)</li> <li>・3歳6か月健診で夜10時以降に就寝する子どもの割合を10%以下にする。 (令和5年度 玉名市12.1%)</li> <li>・中学3年生のむし歯保有率を20%台にする。</li> </ul>

## 【具体的な取組】

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
母子健康手帳交付 (再掲)	妊婦が肥満・妊娠高血圧症候群・妊娠糖尿病・やせによる胎児への影響を知り、自ら健康管理ができ、安心して出産に臨めるように保健指導の充実を図ります。	保健予防課
妊婦健康診査費助成 (再掲)	妊婦健診結果で血圧や血糖値等が治療域である妊婦を把握し、妊娠中に電話訪問や産後の家庭訪問時の指導に繋がります。	保健予防課
産婦・乳児家庭全戸訪問事業 (再掲)	妊婦健診で、高血圧、高血糖、貧血等の治療域であった産婦について、産後2か月前後の全戸訪問にて血圧測定や保健指導を実施し、必要時医療機関の受診に繋がります。	保健予防課
乳幼児健診 (再掲)	1歳8か月健診や3歳6か月健診で軽度肥満以上や太り始めを確認できた子どもの保護者に対して、食の課題とその改善法について個別指導で対応します。	保健予防課
中学校における健康教育	子ども達が健やかに成長し、成人後も健康な生活を送るために、生活習慣病発症予防と次世代の子どもを産み育てる体づくりのため、食や生活習慣についての講話を行います。	教育総務課 保健予防課
子ども医療費助成制度	疾病の早期治療を促進することによって、子どもの健康保持と健全な育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりを目的としています。高校生年代までの子どもを対象に保険診療に係る一部負担金の全額を助成しています。	子育て支援課

## (4) 生涯にわたる保健施策

### 【課題と目標】

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子宮がん検診受診率が令和5年度は令和3年度、令和4年度に比べて低下している。</li> <li>・骨折の受診割合が熊本県を1とした場合、玉名市は1.2と多い地域である（国民健康保険、後期高齢者医療保険とも）。</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「体の調子がいい」と答えた母親の割合の増加。</li> </ul>

### 【具体的な取組】

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
子宮がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症検診	幼児健診対象児の保護者に子宮がん検診、乳がん検診、骨粗鬆症検診の受診勧奨を行い、早期発見や健康づくりの向上に努めます。	保健予防課
一般不妊治療費助成事業	不妊症と診断された夫婦を対象に、一般不妊治療のうち人工授精に要する費用の一部を助成することで、不妊治療を受けられる夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健予防課

## (5) 子育てや子どもを育てる家庭の支援

### 【課題と目標】

課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援妊婦、特定妊婦の増加により、支援を必要とする妊婦や子育て家庭が増えている。</li> <li>・核家族化、県外出身者の割合が増えており、育児の支援者がいない人が多くなっている。</li> </ul>
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもを育てることに喜びや楽しみを感じる」親の割合の増加。</li> </ul>

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
こども家庭センター	<p>母子健康手帳の交付時から全妊婦の背景及び妊婦健診状況などを継続的に把握し、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。支援を必要とする妊産婦には、支援プランを策定し、保健・医療・福祉などの地域の関係機関と連携し、切れ目ない支援を行います。</p> <p>また、医療機関等とのネットワークを構築し、妊娠・出産・子育ての課題の共有や支援体制及びそれぞれの役割を検討します。</p>	保健予防課 子育て支援課

## 基本目標3 子どもの成長段階に応じた支援の充実



## (1) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
利用者支援事業	利用者支援事業所において、産休・育休明けのサービス利用について情報提供・相談対応を行います。	子育て支援課 保健予防課

## (2) キャリア教育の推進

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
体験活動の充実によるキャリア意識の醸成	学校と地域、社会や産業界等との連携・協働した取組の促進を図り、社会人による生き方や職業講話、職場見学、農業体験、福祉体験、職場体験などの職業に関する体験活動の充実を図り、児童生徒が働くことの意義や喜びを体得する機会を設けます。	教育総務課
小・中学校を通じたキャリア教育の充実	義務教育9年間を通じた系統的なキャリア教育を実践し、児童・生徒が自らの学びや将来の職業、自己の生き方について主体的に考える力を醸成します。	教育総務課
キャリア・パスポートの活用	児童・生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材「キャリア・パスポート」を作成し、特別活動を中心としつつ各教科等と往還しながら、主体的な学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすために活用します。	教育総務課

## (3) 体験活動の充実

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
体験学習等の実施	集団宿泊教室や職場体験学習を継続して実施、児童・生徒の豊かな心の醸成を図ります。	教育総務課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
博物館を活用した学び	親子参加型の文化体験イベントの開催や、子どものための体験学習等のさらなる充実を図るとともに、学校と連携を取りながら博物館での学習機会の提供や拡大を図ります。	文化課

#### (4) 家庭の教育力の向上

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
保護者への学習機会の提供	保護者が子育てに自信をもって取り組めるよう、「くまもと『親の学び』プログラム」をはじめとした、学習機会の提供に取組みます。	コミュニティ推進課
家庭教育の推進	家庭教育に関する学習情報等を提供します。	コミュニティ推進課

#### (5) 地域の教育力の向上

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
地域全体で子どもを育てる体制づくり	地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」を推進します。 また、その一つとして、放課後子ども教室を通して、子どもたちが地域の中で、安全に健やかに過ごす場所の充実に努めます。	コミュニティ推進課

#### (6) 地域における保育力の向上と確保

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進	保護者が労働等により昼間に家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を整備して、学校と連携しながら児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センターの充実	こどもを預けたい人と預かりたい人をつくる、地域における相互援助活動を行います。 働く人の仕事と育児の両立支援のため、事業の啓発と、不足する協力会員の増員を図ります。	子育て支援課

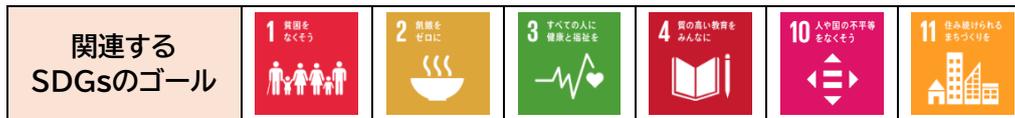
## (7) 青少年の健全育成の推進

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
情報モラルの強化	子どもたちを各種メディアによる有害情報から守るため、学校・家庭・地域におけるメディアリテラシーに関する教育や環境浄化活動を推進します。	教育総務課 コミュニティ推進課
関係機関の連携強化	青少年健全育成のため、学校や警察、青少年育成市民会議、近隣町との広域補導連絡協議会といった関係機関・団体との連携を強化します。	コミュニティ推進課
補導員の資質向上	青少年センターにおける研修を充実させ、補導員の資質の向上を図ります。	コミュニティ推進課
「青少年の主張」弁論大会の開催	青少年が日常生活を通じて日頃考えていることを提言、発表する場を設け、青少年の自立心を育て青少年健全育成に対する理解と協力を深めるために開催します。	コミュニティ推進課
こども・若者の自殺対策	玉名市自殺対策計画に基づき、こども・若者の自殺対策関連施策を総合的に推進していきます。	総合福祉課

## (8) こども・子育て支援機能の強化と子育て関連施設の環境改善

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
こどもや保護者が過ごしやすい施設整備や環境改善	公共施設等におけるこども・子育て支援機能の強化に係る施設整備や児童福祉施設等の子育て関連施設の環境改善を行います。 必要に応じて施設整備や環境改善を行い、こどもと保護者が過ごしやすいまちづくりを目指します。	子育て支援課

## 基本目標4 子どもや若者の育ちを支える専門的支援の充実



### (1) 児童虐待の防止及び支援体制の強化

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
要保護児童対策及びDV防止対策等地域協議会	<p>児童相談所、医師会をはじめ21機関で構成し、関係機関が当該児童等に関する情報や援助方針を共有し、適切な連携のもとに対応を図ります。</p> <p>特に、実務者会議について開催方法の見直しを図り、その役割を明確化するとともに関係機関による連携の強化と円滑な支援を推進します。</p>	<p>子育て支援課 保健予防課</p>
虐待事例の相談・報告	<p>市は、児童相談所の技術的援助及び助言を受け、警察署等の関係機関と連携しながら、迅速に適切な措置を行います。</p>	<p>子育て支援課</p>
児童虐待等に関するケース相談・訪問	<p>「こども家庭センター」を設置し、職員の資質向上により、支援が必要な家庭の早期発見に努めるとともに、いつでも相談できる第一義的な相談窓口として支援体制を整備していきます。</p>	<p>子育て支援課 保健予防課</p>
母子保健事業による虐待予防や早期発見の推進	<p>乳幼児健診等により、健やかな身体と心の発育発達及び保護者が安心して子育てができるように育児不安の軽減等を目的に支援を行います。</p>	<p>保健予防課</p>

### (2) ひとり親家庭への自立支援

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	<p>こども家庭センターの相談員がひとり親家庭等の相談に対応しているほか、広報紙や市ホームページ等で関連事業の情報を提供しています。相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供を実施します。</p>	<p>子育て支援課</p>

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父に対して、就職に有利となる資格の取得を目指して、養成機関で修業する期間の生活費の負担軽減を図るもので、資格取得の促進と、生活の安定を支援し、今後も継続して実施し、制度の周知と利用促進を図ります。	子育て支援課
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な職業能力開発の取り組みを支援するもので、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム等）策定を受け、対象教育訓練を受講し、修了した場合に、その経費の一部を支給する事業であり、ハローワーク等と連携して、資格取得後の就労支援の充実に努めます。	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する医療費の助成	母子・父子家庭等の自立支援の一環として、医療費の助成を行っています。ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ります。	子育て支援課
保育の優先的利用	これまで保育所の入所選考時に、ひとり親家庭などを優先的に取り扱っており、今後も保育の優先利用に配慮していきます。	子育て支援課
ひとり親家庭等に対する放課後児童健全育成事業利用料の補助	ひとり親家庭等に対し、放課後児童健全育成事業利用料の一部を補助し、生活支援を行うものであり、今後も継続して実施し、制度の周知と利用促進を図ります。	子育て支援課

### (3) 障がい児施策の充実

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
玉名市障がい者計画、玉名市障がい福祉計画、玉名市障がい児福祉計画の推進	玉名市障がい者計画、玉名市障がい福祉計画、玉名市障がい児福祉計画に基づき、障がい児関連施策を総合的に推進していきます。	総合福祉課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
発達障がい児への支援	<p>就学前児童を対象とした「児童発達支援事業」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」の通所支援を実施します。</p> <p>障がい児施設で指導経験のある児童指導員等が保育所等を訪問しスタッフに対し専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」が円滑に利用できるよう関係機関と連携して体制の構築を進めます。</p> <p>また、児童発達支援センターを中心に通所支援を実施する事業所との緊密な連携体制の整備を図ります。</p>	総合福祉課
教育・保育施設における支援が必要なこどもの受入れ	<p>保育士の加配等の必要性から障がい児の受入れに支障が出ている現状があるため、今後、保育士等の確保を図り、認定こども園、幼稚園、保育所における障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進します。</p>	子育て支援課
障がい児の就学支援	<p>障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるようにします。</p> <p>学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、特別支援教育支援員などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。</p>	教育総務課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
特別支援教育の推進	<p>ニーズが増加傾向にある特別支援教育について、特別支援教育支援員の育成等により、体制の充実や受け皿の確保につなげます。</p> <p>特別支援教育コーディネーターを中心とした研修の機会を設け、教職員が障がいの特性を理解し、支援が必要な児童生徒への適切な関わり方や指導方法を身に付けます。</p> <p>児童生徒の教育について不安を抱える保護者に向けて、相談等の支援を推進することで、保護者の不安の解消や、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備につなげます。</p> <p>特別支援教育などの支援が必要な児童生徒について、保護者に対してその意義が重要性の啓発、相談支援等により理解を促進し、児童生徒にとってよりよい教育環境の確保につなげます。</p>	教育総務課

#### (4) ヤングケアラーに対する取組

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
ヤングケアラーの早期発見・把握	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	子育て支援課 総合福祉課 教育総務課
実態把握及び研修の実施	ヤングケアラーの実態を把握するための調査を行うとともに、関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。	子育て支援課 総合福祉課 教育総務課
相談支援体制の整備	県や支援者団体等によるヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制の整備に努めます。	子育て支援課 総合福祉課 教育総務課

(5) 子どもの貧困対策

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
教職員に対する啓発	子どもの貧困対策における学校のプラットフォームとしての位置付けや、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための情報提供等による啓発を図っていきます。	教育総務課
専門職の力を活用した相談体制の充実	学校や子どもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の力を活用した各学校における相談体制の充実を図ります。	教育総務課
玉名市奨学金	経済的理由などにより就学困難な方に対して、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的として、学業に必要な資金の貸し付けを実施します。	教育総務課
保護者の就労支援	関係各課やハローワーク等と連携し、情報提供、就職相談などを行います。	くらしサポート課 子育て支援課
子育て世帯への経済的な支援	子育ての経済的な負担を軽減するため、高校3年生までの子どもの医療費の助成、多子世帯及び生活困窮世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。	子育て支援課
生活に困難を抱えている世帯への経済的な支援	生活困窮世帯などに対して、生活保護制度をはじめ、関係機関と連携し教育資金などの貸付や奨学金による支援を行います。また、低所得者世帯などが保育施設等を利用する際の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。	くらしサポート課 子育て支援課
相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	保護者が抱える様々な生活に関する問題について、関係機関が連携して相談に応じます。また、養育の不安を抱える家庭に対して養育支援訪問を実施し、育児支援を行います。	子育て支援課 保健予防課
相談・対応体制の充実	相談を適切な対応に結び付けるために、各種研修会への参加による職員のスキルアップを図るとともに、専門職員の配置など各機関の体制充実と連携強化を図ります。	子育て支援課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
子ども食堂との連携	地域で開設されている子ども食堂に対して、情報提供や情報交換を行い、必要に応じて支援に繋げるとともに、広報等を通して活動の支援を行います。	子育て支援課

## (6) ひきこもり及び不登校の支援

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
相談窓口の周知	当事者やその家族、支援者が適切な相談を受けることができるように、各種相談窓口の周知に努めます。	子育て支援課 くらしサポート課 総合福祉課 教育総務課
ひきこもり・不登校児童の支援	様々な理由によりにより、社会との関わりを持ちにくい児童に対して支援していきます。	総合福祉課 子育て支援課 教育総務課



## 基本目標5 子ども・若者の希望を実現する支援の充実



### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
企業への多様な働き方推進のための啓発	多様な働き方を導入することで企業にとっても人材確保や離職防止といったメリットが得られることを企業に向けて発信し、多様な働き方が広がるよう広報します。	商工政策課 人権啓発課
男性にとっての男女共同参画の推進	男性にもたらず労働環境等からの重圧や心身の健康問題も考慮しながら、男性にとっての男女共同参画を推進します。	総合福祉課 人権啓発課
育児休業制度等の周知と利用促進	誰もが仕事と家庭の両立ができるように事業者や就業者への育児休業制度の周知を図ります。特に男性が育児休業等を取得しやすくするため、関係機関と連携して啓発を行うとともに、庁内においても気兼ねなく取得できるよう、職場環境づくりに努めます。	総務課 商工政策課

### (2) 若者の希望を実現できる環境の整備

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
就労の支援	若者の就労に関する希望を叶えるために、県が実施する事業と連携するとともに、市内企業のPR活動や学校、ハローワーク、若者サポートステーションとの連携促進に努めます。	くらしサポート課 子育て支援課 総合福祉課 商工政策課
結婚の希望に関する支援	有明広域行政事務組合が開設する「荒尾・玉名地域結婚サポートセンター（通称KOIBANA）」の周知に努めます。	地域振興課
一般不妊治療費助成事業（再掲）	不妊症と診断された夫婦を対象に、一般不妊治療のうち人工授精に要する費用の一部を助成することで、不妊治療を受けられる夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健予防課

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
相談体制の充実	自身の進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実を図るとともに、各種相談窓口の周知に努めます。	くらしサポート課 子育て支援課 総合福祉課 教育総務課

### (3) 安全で安心できる居場所づくりの推進

事業名・取組名	事業内容・取組内容等	関係課
こどもの居場所づくり支援	こども・若者の意見を聴きながら、こども・若者の視点に立った、居場所づくりを推進します。	子育て支援課 教育総務課
子ども食堂との連携 (再掲)	地域で開設されている子ども食堂に対して、情報提供や情報交換を行い、必要に応じて支援に繋げるとともに、広報等を通して活動の支援を行います。	子育て支援課
災害時の安全の確保	災害等といった緊急事態の際には、大人が安心して緊急時対応を行うためにも、まずこどもや若者の安全が確保できるように、市内の各施設における災害時の安全対策を検討するとともに、市民への周知に努めます。	子育て支援課 防災安全課 教育総務課 管財課 保健予防課



## 第5章 量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び玉名市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

#### (1) 教育・保育提供区域の考え方

①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

#### (2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か	●居宅より容易に移動することが可能か
●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か	●区域内で事業の確保が可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

#### (3) 教育・保育提供区域について

玉名市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

### （1）人口推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を平成31年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

#### ※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

#### 【推計児童数】

単位 (人)	基準値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	334	324	316	308	300	290
1歳	410	344	334	326	317	310
2歳	416	412	346	336	327	319
3歳	428	424	420	353	342	334
4歳	475	429	425	421	354	343
5歳	478	477	431	427	422	355
6歳	518	478	477	431	427	423
7歳	540	519	479	478	432	428
8歳	552	543	521	481	480	434
9歳	557	553	543	522	481	481
10歳	558	558	553	544	522	482
11歳	562	558	558	554	544	522
合計	5,828	5,619	5,403	5,181	4,948	4,721

(単位：人)

## (2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定(法第19条)を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

### 【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由(保護者の就労・疾病など)、(2) 保育の必要量(保育標準時間、保育短時間の2区分)、(3) 「優先利用」への該当の有無(ひとり親家庭、生活保護世帯など)の3点が考慮されます。

### 【保育を必要とする事由】

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

### （3）量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

#### ■令和7年度

(単位：人)		1号	2号		3号		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		266	141	954	224	298	360
			1,095		882		
確保方策	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	275					
	認定こども園（保育所部分）		329	46	78	100	
	認可保育所		787	142	216	225	
	地域型保育事業			10	10	11	
	企業主導型（地域枠）		0	1	2	2	
②確保方策の合計		275	1,116	199	306	338	
				843			
②-①		9	21	▲39			

#### ■令和8年度

(単位：人)		1号	2号		3号		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		255	135	915	218	289	302
			1,050		809		
確保方策	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	275					
	認定こども園（保育所部分）		329	46	78	100	
	認可保育所		787	142	216	225	
	地域型保育事業			10	10	11	
	企業主導型（地域枠）		0	1	2	2	
②確保方策の合計		275	1,116	199	306	338	
				843			
②-①		20	66	34			

■令和9年度

(単位：人)		1号	2号		3号		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		240	127	861	213	282	294
			988		789		
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	275					
	認定こども園（保育所部分）		329		46	78	100
	認可保育所		787		142	216	225
	地域型保育事業				10	10	11
	企業主導型（地域枠）		0		1	2	2
	②確保方策の合計		275	1,116		199	306
				843			
②-①		35	128		54		

■令和10年度

(単位：人)		1号	2号		3号		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		224	119	802	207	275	286
			921		768		
確保 方 策	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	275					
	認定こども園（保育所部分）		329		46	78	100
	認可保育所		787		142	216	225
	地域型保育事業				10	10	11
	企業主導型（地域枠）		0		1	2	2
	②確保方策の合計		275	1,116		199	306
				843			
②-①		51	195		75		

■令和11年度

(単位：人)		1号	2号		3号		
			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
①量の見込み		206	109	740	200	269	279
			849		748		
確保方策	幼稚園	0					
	認定こども園（幼稚園部分）	275					
	認定こども園（保育所部分）		329		46	78	100
	認可保育所		787		142	216	225
	地域型保育事業				10	10	11
	企業主導型（地域枠）		0		1	2	2
	②確保方策の合計		275	1,116		199	306
②-①		69	267		843		
					95		

量の見込み	ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年級の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。市全体として幼児教育・保育のニーズは確保されていますが、今後のニーズの更なる増加や、地域間の利便性の格差等、あらゆる状況を考慮しつつ、更なる体制の充実に努めます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。提供区域は全市として、事業ごとの見込量と確保策を定め充実を図ります。

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	現在の体制を維持し、妊娠・出産・子育てに関して切れ目ない支援を目指して事業を実施します。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38,400	38,400	39,600	39,600	40,800
箇所数	6	6	6	6	6
確保方策	38,400	38,400	39,600	39,600	40,800

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応するとともに、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

### （3）一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

#### ※幼稚園型

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	教育・保育における1号認定に対応する幼稚園や認定こども園での実施を促進しながら、今後も継続して事業の展開を図ります。

#### ※一般型

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
箇所数	4	4	4	4	4
確保方策	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	提供体制の拡大に努めるとともに、今後も継続して事業の展開を図ります。

## (4) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：回数／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,250	5,110	4,970	4,858	4,690
確保方策	5,250	5,110	4,970	4,858	4,690

量の見込み	近年の実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査14回分を公費助成しています。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	375	365	355	347	335
確保方策	375	365	355	347	335

量の見込み	計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切に対応ができるように庁内各課及び関係機関と連携して事業の展開を行います。

## （6）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

（単位：人日／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	50	52	52	52
確保方策	42	50	52	52	52

量の見込み	特定妊婦に対する支援と、特定妊婦の子育てを支援するために電話連絡や家庭訪問を実施します。近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	家庭訪問等で支援対象者の状況把握を行い、こども家庭センターと情報共有して支援の役割分担や方向性を検討し対応します。

## （7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：人、件数／年）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	提供会員数	181	184	188	192	195
	依頼会員数	988	1,030	1,074	1,120	1,169
	活動件数	1,997	2,057	2,119	2,182	2,248
確保方策（活動件数）		1,997	2,057	2,119	2,182	2,248

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	近年、提供会員数、依頼会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。本計画においても更なる増加を見込んでおり、今後も提供会員の確保や事業の周知など、ニーズに対応できるように事業の展開を図ります。

## (8) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	現在の体制を維持し、緊急時等の対応が確実にいえるように事業のさらなる充実に努めます。

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
確保方策	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	保護者の就労状況の変化により、利用率が上昇する可能性があります。今後も現状の受け入れ態勢を維持し、ニーズに対応します。

## （10）病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

（単位：人日／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	650	650	650	650	650
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	650	650	650	650	650

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では市内1箇所（定員6人／日）にて事業を実施しています。 現在の利用可能数でニーズ量に対応するとともに、事業全体としての利便性の向上や体制面の更なる向上などについて随時検討を行います。

## （11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

（単位：人／年）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	1年生	239	239	216	214	212
	2年生	208	192	191	173	171
	3年生	190	182	168	168	152
	4年生	138	136	131	120	120
	5年生	67	66	65	63	58
	6年生	39	39	39	38	37
	合計	881	854	810	776	750
箇所数		22	22	22	22	22
確保方策		881	854	810	776	750

量の見込み	実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を算出し、利用率が増加することを見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	推計児童数は減少していくものの、利用率は増加していく可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

## (12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業です。

本事業は、現在玉名市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

## (13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(単位：実人数／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	13	13	15	15	17
確保方策	20	20	20	20	20

量の見込み	令和6年度の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では、令和6年度より事業を実施しています。支援を必要とする全ての児童やその家族に対して支援が行き届くように体制の充実に努め、必要な量を確保します。

### （14）親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

本事業は、現在玉名市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

### （15）妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

（単位：面談回数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	972	948	924	900	870
確保方策	972	948	924	900	870

量の見込み	1人あたりの相談回数を3回とし、計画年度内の0歳児推計と掛け合わせた数を量の見込みとして設定しました。
確保方策	主に母子健康手帳交付時及び乳児全戸訪問事業実施の際に、保健師との面談を行い、本事業を実施します。

## (16) 乳児等通園支援事業

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み (1日あたりの利用 人数：人)	0歳	－	6	5	5	5
	1歳	－	3	2	2	2
	2歳	－	2	2	2	2
	合計	－	11	9	9	9
確保方策 (必要定員数：人)	0歳	－	6	5	5	5
	1歳	－	3	2	2	2
	2歳	－	2	2	2	2
	合計	－	11	9	9	9

量の見込み	未就園児全員が最大10時間利用した場合の1日の必要定員数として、量の見込みを設定しました。
確保方策	令和8年度より事業の実施を予定しています。本市では教育・保育事業の利用率が高く、今後も上昇傾向にあることから、事業の対象者及び利用希望者は限られると思われまます。制度の趣旨を踏まえて、実施に向けた体制整備に努めます。

### （17）産後ケア事業

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

（単位：人数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	産後ケアの支援を必要とする全ての産婦が利用できるように体制の充実に努め、必要な量を確保します。

### （18）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加や給食に要する費用等を助成する事業です。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

### （19）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等に新規参入する事業者に対する相談・助言等の巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定子ども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

国の実施要項等を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

## 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

### (1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であることを踏まえ、幼稚園の提供体制は充足されている一方、保育ニーズ（特に3歳未満児）が増加する中で、保育所では定員を上回る受入れを行っている状況から、認定こども園への移行を支援していきます。

### (2) 質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の推進

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、幼稚園教諭や保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性を高める研修や良質な環境を確保するための施設の整備等を促進して、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、制度の周知や給付要件の調査を実施するなど公正かつ適正な給付の確保に努めます。

また、給付方法については、保護者の経済的負担や利便性等を勘案し、施設等による代理受領を実施し、給付の実施回数については、年に数回に分けて実施します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て・教育・保健・福祉・雇用等の様々な分野の施策や事業が相互に連携し、子ども自身の成長・自立に向け、横断的に取り組んでいく必要があります。

また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図る必要があります。

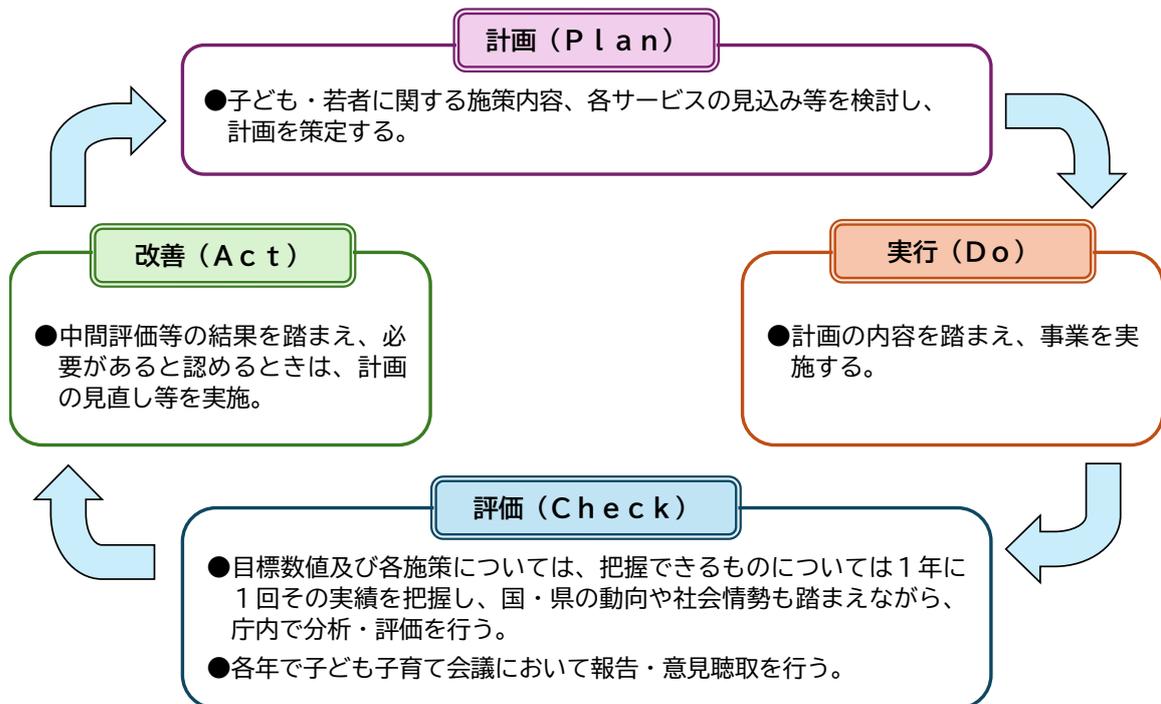
関係機関や地域等がそれぞれの役割を果たしながら、各々の連携を強化し、すべての子どもたちの育ちを支えることができるまちづくりに取り組みます。

### 2 計画の達成状況の点検・評価

本計画においては、「玉名市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進行管理を行うとともに、市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

#### 【PDCAサイクルのイメージ】



### 3 本計画における目標数値の一覧

#### (1) こども計画策定に係る目標数値

	指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数 (回/年)	1	1	
2	病児・病後児保育事業の実施数 (箇所)	1	1	
3	こどもの居場所の設置数 (箇所)	1	1	
4	玉名市は子育てがしやすいまちだと感じている 市民の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	55.4%	70.0%
		就学児	53.2%	70.0%
5	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談で きる場所がある保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	90.7%	95.0%
		就学児	89.7%	95.0%
6	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	64.8%	50.0%
		就学児	63.7%	50.0%
7	育児休業を取得した父親の割合 (未就学児・就学児保護者向け調査：%)	未就学児	12.1%	15.0%
8	ヤングケアラーについて、名称も内容も知ってい る保護者の割合 (子ども子育て支援等に関する調査：%)	未就学児	68.0%	85.0%
		就学児	67.9%	85.0%
9	今の自分が好きだと思う若者の割合 (若者向け調査：%)	58.9%	70.0%	
10	自分が幸せだと思う若者の割合 (若者向け調査：%)	79.8%	85.0%	
11	自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合 (若者向け調査：%)	63.8%	70.0%	
12	今後も玉名市に住み続けたいと思う若者の割合 (若者向け調査：%)	35.4%	60.0%	

## (2) 母子保健事業の評価指標

## (1) 妊産婦等への保健施策

\*小数点第2位以下切り捨て

目標指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
1	妊娠・出産について満足していると思う者の割合の増加	91.5%	92%以上	健やか親子21アンケート(4か月)
2	低出生体重児(2,500g未満)の割合の減少	8.4% (令和4年度)	8.2%以下	人口動態調査
事業実施量(アウトプット)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
3	妊婦との面接実施率 (母子手帳交付時含む)	94.9%	100%	母子手帳交付
4	妊娠8か月アンケート返送率 (返送数/発送数×100)	72.0%	80%以上	妊婦等包括相談支援事業
5	妊産婦カウンセリング利用割合 (延利用者数/利用枠数×100)	81.9%	85%以上	地域保健報告
6	産後ケア事業利用実人数	7名	増加	産後ケア事業
結果(アウトカム)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
7	妊娠12週以降での母子手帳交付割合 (12週以降交付数/全交付数×100)	2.8%	2.5%以下	要支援妊婦分析
8	妊婦健診未受診者【1回以下】割合 (1回以下受診者/受診票交付数×100)	該当なし	該当なし	地域保健報告
9	妊婦健診8回目の受診率	95.4%	96%以上	母子保健事業実績調査
10	産後ケア事業利用後に不安の解消につながった者の割合	100%	100%	事務事業評価
11	妊婦歯科健診受診率 (歯科健診受診者/受診票交付数×100)	47.1%	50%以上	妊婦歯科健診
構造(ストラクチャー)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
12	医療機関への特定妊婦に関する情報提供割合	100%	100%	情報提供書
13	産後ケア事業受託医療機関数	5か所	増加	産後ケア事業

(2) 乳幼児期における保健施策

目標指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
1	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合の増加	91.0%	92%以上	健やか親子21アンケート(3歳)
2	この地域で子育てしたいと思う親の割合の増加(そう思う・どちらかと言えばそう思う)	94.8%	95%以上	健やか親子21アンケート(3歳)
事業実施量(アウトプット)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
3	4か月健診受診率	99.7%	100%	地域保健報告
4	8か月健診受診率	100%	100%	地域保健報告
5	1歳8か月健診受診率	100%	100%	地域保健報告
6	3歳6か月健診受診率	99.6%	100%	地域保健報告
7	心理相談利用実人数(初回・継続含む)	340人	維持	心理相談事業
8	心理個別相談利用割合(利用人数/利用枠数×100)	90.7%	維持	心理相談事業
9	視覚・聴覚要精密児の保護者にチラシを使って受診勧奨した割合	実施なし	100%	3歳6か月健診
10	3歳6か月健診で仕上げ磨きの実技指導実施数	実施なし	100%	3歳6か月健診 歯科指導
結果(アウトカム)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
11	視覚精密健診受診率(3歳6か月健診)	80%	90%以上	幼児精密検査結果
12	聴覚精密健診受診率(3歳6か月健診)	75%	90%以上	幼児精密検査結果
13	1歳8か月健診にて保護者が毎日仕上げ磨きをしている割合	95%	95%以上	健やか親子21アンケート(1歳6か月)
14	麻しん・風しん予防接種(MR)第1期の接種を終了した子どもの割合	100%	95%以上	地域保健・健康増進事業報告
15	3歳6か月健診でのむし歯有病率	12.1%	12%以下	熊本県歯科保健状況調査
構造(ストラクチャー)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
16	小児科医療機関数(玉名市内)	5か所	維持	熊本県資料
17	小児歯科医院数(玉名市内)	17か所	維持	熊本県資料
18	児童発達支援事業所数(玉名市内)	4か所	維持	熊本県資料

## (3) -1 学童期及び思春期から成人期における保健施策（妊娠・周産期編）

目標指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
1	妊娠中の喫煙者割合の減少	1.9%	1.8%以下	健やか親子21アンケート(4か月)
2	低出生体重児(2,500g未満)割合の減少	8.4% (令和4年度)	8.2%以下	人口動態調査
事業実施量(アウトプット)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
3	BMI30以上妊婦の母子手帳交付時に個別栄養指導の実施割合	集計なし	100%	母子手帳交付
4	BMI18未満妊婦の母子手帳交付時に個別栄養指導の実施割合	集計なし	100%	母子手帳交付
結果(アウトカム)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
5	妊婦健診8回目の結果で高血圧・蛋白尿・浮腫のある者の割合	5.3% (令和4年度)	減少	妊婦健診結果
6	妊婦健診8回目の結果で貧血のある者の割合	38.9%	減少	妊婦健診結果
7	妊婦健診8回目の結果で血糖値が要指導、要治療の者の延べ人数	集計なし	減少	妊婦健診結果
8	BMI30以上妊婦の妊娠中の5kg以上の体重増加割合の減少	集計なし	減少	乳児全戸訪問結果
9	妊娠中の1日の食事回数が3回以上の割合の増加	集計なし	増加	母子手帳交付問診結果
構造(ストラクチャー)指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
10	妊娠高血圧症や妊娠糖尿病と診断を受けていた産婦について、産後に血圧測定や保健指導等を実施した割合	集計なし	増加	乳児全戸訪問結果

(3) -2 学童期及び思春期から成人期における保健施策（乳幼児・小中学生編）

目標指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
1	3歳6か月健診で肥満度 20%以上の児の割合の減少	1.5% (令和4年度)	1.5%以下	3歳6か月健診結果
2	中学2年生男子の中等度・高度肥満傾向児（肥満度 30%以上）の割合の減少	3.9%	減少	学校保健統計調査 (教育総務課)
3	中学2年生女子の中等度・高度肥満傾向児（肥満度 30%以上）の割合の減少	2.9%	減少	学校保健統計調査 (教育総務課)
4	中学2年生女子の痩身傾向児（肥満度マイナス 20%以下）の割合の減少	1.2%	減少	学校保健統計調査 (教育総務課)
5	中学3年生のむし歯保有率の減少	30.0%	28%以下	熊本県歯科保健 状況調査
事業実施量（アウトプット）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
6	1歳8か月健診で肥満度 20%以上児の保護者に対する個別指導率	集計なし	100%	1歳8か月健診結果
7	3歳6か月健診で肥満度 20%以上児の保護者に対する個別指導率	集計なし	100%	3歳6か月健診結果
8	幼児健診で太り始めを確認できた子どもの保護者に対する個別指導実施率	集計なし	100%	1歳8か月・3歳6か月健診結果
9	小・中学校フッ化物洗口平均実施率（年間40回を目標とした場合）	75%	85%以上	むし歯予防対策事業実績
10	中学生に対する生活習慣病予防教室の実施率（実施クラス数/全クラス数×100）	実施なし	40%以上	生活習慣病予防教室実績
結果（アウトカム）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
11	3歳6か月健診でおやつの時間と回数を決めていない割合の減少	37.0%	30%以上	3歳6か月健診問診（NO35）結果
12	3歳6か月健診で「朝食をほとんど毎日食べている」子どもの割合の増加	92.9%	95%以上	3歳6か月健診問診（NO29）結果
13	3歳6か月健診で「主食・主菜・副菜をそろえて食事をする」子どもの割合の増加	81.7%	90%以上	3歳6か月健診問診（NO28）結果
14	3歳6か月健診で「午後10時までに就寝している」子どもの割合の増加	87.7%	90%以上	3歳6か月健診問診（NO32）結果
15	3歳6か月健診で「走る・跳ぶ・片足立ちがすべてできる」子どもの割合の増加	集計なし	95%以上	3歳6か月健診問診（NO6）結果
構造（ストラクチャー）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
16	幼児健診の栄養指導で使用する栄養指導マニュアルを作成しているか。	実施なし	作成済み	1歳8か月・3歳6か月健診栄養指導マニュアル
17	幼児健診の保健指導で使用する保健指導マニュアルを作成しているか。	実施なし	作成済み	1歳8か月・3歳6か月健診栄養指導マニュアル

## (4) 生涯にわたる保健施策

目標指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
1	3歳6か月健診で「体の調子がいい」と答えた母親の割合の増加	集計なし	増加	3歳6か月健診問診（NO39）結果
事業実施量（アウトプット）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
2	1歳8か月健診にて歯科定期受診勧奨率	実施なし	100%	1歳8か月健診結果
3	3歳6か月健診にて骨粗鬆症予防対策の周知率	実施なし	100%	3歳6か月健診結果
結果（アウトカム）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
4	子宮がん検診受診率	10.5%	16%以上	地域保健報告
5	乳がん検診受診率	16.0%	17%以上	地域保健報告
6	骨粗鬆症検診受診者数	104人	増加	地域保健報告
7	3歳6か月健診にて歯科定期受診を行っている母親の割合	集計なし	10%以上	3歳6か月健診問診（NO39）結果
8	一般不妊治療助成申請者の増加	9人	増加	少子化対策実績報告
構造（ストラクチャー）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
9	歯科健診実施医療機関数（玉名市内）	25か所	維持	熊本県資料
10	骨密度検査実施機関数（玉名市内）	7か所	維持	熊本県資料
11	不妊症対応医療機関数（熊本県内）	12か所	維持	熊本県資料

(5) 子育てや子どもを育てる家庭の支援

目標指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
1	子どもを育てることに喜びや楽しみを感じる親の割合の増加	集計なし	増加	3歳6か月健診問診（NO40）結果
事業実施量（アウトプット）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
2	特定妊婦を対象とした支援プランの作成率	100%	100%	妊婦支援台帳
3	要支援家庭を対象とした支援プランの作成率	実施なし	100%	妊婦支援台帳
4	特定妊婦についてこども家庭センターと同行訪問の実施率	実施なし	100%	妊婦支援台帳
5	要支援家庭についてこども家庭センターと同行訪問の実施率	実施なし	100%	要支援家庭台帳
結果（アウトカム）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
6	未就学児における児相対応件数（面前DV除く）	該当なし	該当なし	こども家庭センター実施報告
7	育児について相談相手がいる母親の割合	98.4%	100%	4か月健診問診（NO35）結果
構造（ストラクチャー）指標		策定時	目標値	データソース
		令和5年度	令和11年度	
8	子育て支援センター・児童館数	8か所	維持	利用者支援事業実績
9	オンライン子育て相談利用者数	実施なし	開始	相談実績

## 資料編

### 1 玉名市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日

条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、玉名市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に規定する事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開く子ども・子育て会議の会議については、市長が招集する。

(玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 略

## 2 玉名市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	所属名	役職名	氏名	備考
1	学識経験者	前九州看護福祉大学准教授 (玉名ゆりかご保育園 副園長)		二宮 球美	
2		玉名市校長会 (玉名市立豊水小学校 校長)		菊川 博行	
3		一般社団法人 玉名郡市医師会 (医療法人社団 一心会 前田小児科医院 理事長)	学校保健 担当理事	前田 貴輝	
4		社会福祉法人 玉医会 児童発達支援センター すまいるきっず	療育相談員	福嶋 幸子	
5		玉名市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	杉本 陽子	
6		玉名市母子保健推進員		村上 理代	
7	事業従事者	一般社団法人 熊本県私立幼稚園連合会 (学校法人 熊本ルーテル学園 認定こども園 玉名ルーテル幼稚園 園長)		上村 理恵	
8		玉名市私立保育園協会 (社会福祉法人 敬愛福社会 敬愛保育園 園長)	会長	小岱 紫明	
9		玉名市学童保育連絡協議会 (学校法人 岱明学園 岱明太陽っ子第1・第2クラブ・光っ子第1～第3クラブ)	会長	宮本 章子	
10		社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会	地域福祉課長	徳永 和一	
11		社会福祉法人慈愛園 児童家庭支援センター キッズ・ケア・センター	主任	小原 朋子	
12		NPO法人 地域たすけあいの会		武藤 美紀	
13	保護者	玉名市PTA連絡協議会	家庭教育部	峰 明子	
14		一般社団法人 熊本県私立幼稚園連合会 (学校法人 熊本ルーテル学園 認定こども園 玉名ルーテル幼稚園 保護者会 会長)		川島 喜晶	
15		玉名市私立保育園協会 (社会福祉法人 法輪会 慈保育園 保護者代表)		高木 敦子	

### 3 用語の解説

用語	解説
教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第22条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関。 (地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関)
子ども・子育て関連3法	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「子ども・子育て支援法」。</li> <li>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」。(認定こども園法の一部改正)</li> <li>③「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)</li> </ul>
事業所内保育施設	事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。
施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を対象とした、共通化された財政支援。
市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。 (子ども・子育て支援法第61条)
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
食育	生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。(国の食育基本法の定義より)
地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

用語	解説
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、その他保護者が相互の交流を行うことができる場所で、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助等を実施する事業。
特定教育・保育施設	市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
認可外保育施設	保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの。(保育事業の実施には県知事への届け出が義務づけられている)
認可保育所	保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項) 保護者が働いているいないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれ良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。
病児・病後児保育	病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。
放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、支援員の下、生活の場を提供するもの。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## 玉名市こども計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

---

2025（令和7）年3月

発行・編集：玉名市 健康福祉部 子育て支援課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163

TEL：(0968) 75-1120 FAX：(0968) 73-2362





玉名市